新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
荒尾・玉名・長洲広域圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画区域マスタープラン） 令和７年　月　日 熊本県	荒尾都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （荒尾都市計画区域マスタープラン） 平成１６年５月１７日 熊本県	玉名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （玉名都市計画区域マスタープラン） 平成２４年３月３０日 熊本県	長洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （長洲都市計画区域マスタープラン） 平成２４年３月３０日 熊本県	
【目次】 1 広域圏の目標・・・・・・・・・・・・・・・・1 (1) 広域圏の都市づくりの基本理念・・・・・1 (2) 広域圏の都市づくりの基本目標・・・・・3 (3) 広域圏の将来像・・・・・・・・・・・・・6 (4) 各種の社会的課題への対応・・・・・・・9 (5) 荒尾・玉名・長洲広域圏の広域的位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 ２ 広域圏の都市計画の方針・・・・・・・・・14 (1) 土地利用の方針・・・・・・・・・・・・14 (2) 都市施設整備の方針・・・・・・・・・・14 (3) 市街地整備の方針・・・・・・・・・・・17 (4) 緑・景観の体系の方針・・・・・・・・・18 (5) 都市防災の方針・・・・・・・・・・・・19 ３ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・・・・24 ４ 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・27 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・27 (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・31 (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・36 (4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・37 ５ 都市計画制度の運用方針・・・・・・・・39 (1) マネジメントサイクルによる都市計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・39 (2) 住民参加によるまちづくりの推進・・・40	【目次】 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・1 (1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・1 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・3 (3) 各種の社会的課題への対応・・・・・・4 (4) 都市計画区域の広域的位置づけ・・・・5 ２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・・・ 9 (1) 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・9 ３ 主要な都市計画の決定の方針・・・・・ 11 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・13 (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・16 (4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・16	【目次】 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・1 (1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・1 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・3 (3) 各種の社会的課題への対応・・・・・・5 (4) 都市計画区域の広域的位置づけ・・・・6 ２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・・・ 8 (1) 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・8 ３ 主要な都市計画の決定の方針・・・・・ 9 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・12 (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・16 (4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・16 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・19	【目次】 1 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・1 (1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・1 (2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・3 (3) 各種の社会的課題への対応・・・・・・5 (4) 都市計画区域の広域的位置づけ・・・・6 ２ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・・・ 8 (1) 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・8 ３ 主要な都市計画の決定の方針・・・・・ 9 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・11 (3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・14 (4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・15 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・18	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
【荒尾・玉名・長洲広域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 参考附図】・・・・・・・41 参考：用語解説集・・・・・・・・・・・・・42				
【本文】 １．広域圏の目標 （１）広域圏の都市づくりの基本理念 荒尾・玉名・長洲広域圏（以下、本圏域とする。）は熊本県の北部に位置し、有明海や小岱山をはじめとする豊かな自然環境に囲まれ、世界遺産である万田坑、玉名温泉、県内有数の娯楽地など地域資源に恵まれた地域である。産業面では荒尾市及び長洲町において製造業、玉名市において農業が盛んであり、県内で特徴的な産業構造を有している。また、本圏域の住民は日常生活における移動や経済活動の範囲を共にしており、一部の行政サービスも周辺の町を含めて共同で行われている。 広域的には、九州新幹線や JR 鹿児島本線が通っており、各鉄道駅を中心とした市街地が形成されている。また、長洲港から長崎県への航路を有している。将来的には、高規格道路の有明海沿岸道路も整備される予定であることから、本圏域内における連携のさらなる強化とともに、福岡県や佐賀県、長崎県とのアクセス性が向上することで IC 周辺での新たな市街地形成が期待される。さらに、本圏域は熊本都市圏だけでなく、筑後都市圏の福岡県大牟田市に隣接しており、広域交通を活かした「熊本の北の玄関口」となっている。 このような立地条件の中、近年では人口減少や少子高齢化が進行しており、医療や福祉、教育施設などの都市機能の集約化を進めながら豊かな地域資源を活用した、「熊本の北の玄関口」として魅力的な都市づくりが求められている。 さらに、近年頻発化・激甚化する自然災害、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化に加え、外国人住民の流入による地域の多様性等を踏まえ、誰もが安心して快適に暮らせる都市づくりを進めるとともに、デジタル技術を活用した都市づくりなど、時代の変化に対応した柔軟な都市づくりが求められる。 これらを実現するためには、行政のみならず、住民や関係団体など、多様な担い手が連携し、新	【本文】 １ 都市計画の目標 (1) 都市づくりの基本理念 ① 理念・目標 荒尾都市計画区域（ 以下、「本区域」とする。）は、熊本県の北端に位置し、福岡県大牟田市に隣接する県境の都市である。本区域の地形は、県立自然公園に指定されている東部の小岱山から西部の有明海に向かって傾斜しており、有明海に面する平地部において福岡県大牟田市と連続的な市街地を形成している。また、小岱山県立自然公園や有明海などの自然に恵まれ、浦川や菜切川などの流域には農地が広がっており、豊かな田園環境を有している。 本区域は江戸時代まで農山漁村であったが、明治以降殖産興業に基づく石炭生産を契機に万田・原万田等に炭住街が形成されてきた。近年では、産業構造の転換に伴い、観光レジャー施設や大規模商業施設が整備され、大規模な住宅団地の開発も進むなど、拠点都市としての機能集積も図られてきた。 一方、本区域では、区域特有の自然と歴史の中で培われた生活文化、伝統芸能等の伝承・普及に努めるとともに、広域的な交流を通して新たな文化創造と発展を促進する等、住民の文化意識の高揚と醸成及び荒尾市独自の文化振興を進めている。 都市機能と歴史・文化や自然的環境のバランスの取れた本区域においては、自然と共生しつつ、県北地域の観光・商業・文化を先導する都市の創造を目指し、その将来像及び都市づくりの基本目標を次のように掲げるものとする。	【本文】 １ 都市計画の目標 (1) 都市づくりの基本理念 ① 理念・目標 玉名都市計画区域（以下、「本区域」とする。）は、荒尾・玉名地域のほぼ中央に位置している。 県立自然公園に指定されている小岱山が北部に位置し、一級河川菊池川が中央部を貫流している。 JR 鹿児島本線、国道 208 号が区域の中心部を東西に走り、郊外部においては九州新幹線新玉名駅があるなど、広域的な交通条件に恵まれており、社会・経済の成長を担う県北地域の拠点都市の一つとして位置付けられている。 また、菊池川の流域には農地が広がっており、右岸側に展開する既成市街地内には、観光の中心である玉名温泉を有している。 これらの拠点性、交通利便性を生かしながら豊かな自然環境の保全に努め、田園風景と調和した県北地域の発展を主導する交流拠点都市を目指し、その将来像及び都市づくりの基本目標を、次のようなものとする。	【本文】 １ 都市計画の目標 (1) 都市づくりの基本理念 ① 理念・目標 長洲都市計画区域（ 以下、「本区域」とする。） は、熊本県の北西部に位置し、荒尾市と玉名市に囲まれた地域である。大半は有明海に面した平地であり、北部は県立自然公園に指定される小岱山から続く丘陵地となっている。 臨海部には、埋め立てによる工業地や海上交通の拠点である長洲港が立地しており、内陸部には、田園地帯が広がっている。 産業基盤が充実し、豊かな自然と多様な産業を有する本区域においては、玉名市や荒尾市などの周辺都市との連携を強化し、海上拠点である長洲港を生かした産業振興による活力とにぎわいに満ちた県北地域の発展を支える工業と田園の調和した都市の創造、定住人口や交流人口の増加による地域の活性化を目指し、その将来像及び都市づくりの基本目標を次のように掲げるものとする。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
たな魅力や価値を共に創る都市づくりが求められる。 　以上を踏まえ、本圏域のおおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向を定めるにあたり、基本理念を次のとおりとする。 **【広域圏の都市づくりの基本理念】** あんしんして暮らせ　たさいな文化、産業と豊かな自然がひびき合い　なごやかに誰もが共生する　都市づくり ～熊本の北の玄関口として、新たな未来を共に創る～	**【将来像】** 『県北地域の観光、商業、文化を先導する自然共生都市』	**【将来像】** 『人と自然がひびき合う県北の都　玉名』	**【将来像】** 　『みんなの力で、夢・希望・活力・安全・安心のあるまち』	
（２）広域圏の都市づくりの基本目標 **①「様々な交流と新たな賑わいを創出するエコ・コンパクトな都市づくり」** 　市街地の無秩序な拡大の防止や環境負荷の低減等の観点から、各市町の拠点機能や都市機能を道路や公共交通といった交通ネットワークで結ぶことで、都市の利便性向上と広域的な交流の促進、行政コストを意識しつつ適切な範囲に集中的な投資を図る、「エコ・コンパクトな都市づくり」を推進する。 　また、官民連携により取り組む都市再生や都市機能施設の誘導により、市街地の拠点機能の向上を実現し、多様な人々の出会い・交流を通じた新たな賑わいの創出につなげる。 **②「荒尾・玉名・長洲広域圏での連携を促進する都市づくり」** 　荒尾市・玉名市・長洲町はそれぞれ隣接して位置しており、都市の骨格となる国道 208 号、国道 389 号、国道 501 号などの道路や JR 鹿児島本線などの公共交通を利用した圏域内での交流が盛んに行われている。また、広域行政の推進により行政事務の一部を玉名郡の３町（玉東町、南関町、和水町）を含めた有明広域行政事務組合にて共同で実施している。 　今後、本圏域においてもさらなる人口減少・少子高齢化が進む見込みであり、人口構造の変化に対応した都市づくりや都市の骨格となる公共交通の維持・強化など、各市町で共通する課題に対し、広域的な見地から効率的・効果的に対応する	**【都市づくりの基本目標】** **「都市と自然が調和する快適な都市づくり」** 　小岱山、有明海など周囲の貴重な自然的環境を保全し、市街地においては緑地や水辺の整備により快適な都市空間の創出を目指す。 **「人と環境にやさしい安全で安心して暮らせる都市づくり」** 　人にやさしいユニバーサルデザインに配慮し、環境負荷が少なく災害に強い都市基盤整備に努め、誰もが安全で安心して住み続けることができる都市の創造を目指す。 **「２つの中心市街地を基礎とした機能的な都市づくり」** 　旧来の商業地区と新しい複合的な商業・レジャー地区を都市の中心核と位置づけ、それぞれの都市機能拡充と相互連携を基調とする都市づくりを目指す。 **「広域的な交流と連携の基盤づくり」** 　広域的な商業・サービス機能等による地域中心性を高めるため、交通網の整備により広域的な交流・連携機能の充実を目指す。また、市民の文化活動の拠点となる文化センター、中央公民館、地域産業交流支援館等の連携強化を図り、地域文化のより一層の振興と発信を目指す。 **「市民と行政が協働により取り組む都市づくり」** 　情報公開や住民参加を基本とした双方向のコミュ	**【都市づくりの基本目標】** **「人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり」** 　本区域は、有明海、菊池川、玉名平野、小岱山及び金峰山系などの豊かな自然的環境に恵まれ、様々な自然とのふれあいを通じて市民による地域コミュニティ活動が盛んに行われている。さらに、九州新幹線新玉名駅の開業により鉄道、道路等の交通利便性が高まることで、多くの人が訪れ、にぎわいと活気が創出されることが期待される。 　そこで、人と人、人と自然がふれあい、活力を生み出す「交流の都」づくりを進める。 **「市民がいきいきと輝き、安心して暮らせる快適な都づくり」** 　本区域は、豊かな自然に恵まれ、住む人々によりはぐくまれてきた地域の歴史や文化がある。今後も地域に誇りを持ち、人や自然への思いやりを大切にするとともに、地域の伝統や文化をしっかり守り、はぐくみ、後世に受け継いでいく。また、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりや、環境保全、少子・高齢化、子育て、防犯・防災などの意識を高め、安心して暮らせるまちづくりを進める必要がある。 　そこで、環境にやさしく、子どもからお年寄りまで元気で、いきいきと暮らせる「快適な都」づくりを進める。 **「市民の積極的な参加により、まちづくりを進める自立した都づくり」** 　これからの本区域においては、市民一人一人が主	**【都市づくりの基本目標】** **「未来を拓く人づくりを目指す夢のあるまち」** 　まちづくりは、人づくりにはじまる。家庭教育、幼児期の教育、学校教育、スポーツ・文化活動など、幼年期、少年期、青年期など人生の各時期において、子どもから大人まで、学校教育、生涯学習をとおして未来を拓く人づくりをすすめ夢のあるまちを目指す。 **「人と人とが支え合う希望のあるまち」** 　誰もが、住み慣れた地域のなかで、いきいきと健康で安心して暮らせるために、子育て、福祉、保健、医療分野などへの支援体制の拡充を図り、人と人とが支えあう希望のあるまちを目指す。 **「地域の資源を活かす活力のあるまち」** 　地域間競争、消費者ニーズの多様化など、地場産業を取り巻く環境が大きく変わるなか、産業の振興は町発展の大きな原動力であり、地域の資源を活かす活力のあるまちを目指す。 **「安心して生活できる安全のあるまち」** 　交通安全、防災、消防、防犯体制の整備など、私たちの生活のなかで暮らしや、命をしっかりと守るための環境をつくり、安心して生活できる安全のあるまちを目指す。 **「快適な暮らしができる安心のあるまち」** 　道路、公園、上・下水道など快適な生活のための基盤整備を図るとともに、ごみの減量化、リサイク	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
ため、広域圏での都市づくりを推進する。 **③「広域圏それぞれの魅力と産業を活かした豊かな都市づくり」** 　本圏域は有明海や小岱山をはじめとする豊かな自然環境に囲まれ、世界遺産万田坑や温泉、県内有数の娯楽地などが立地する地域資源に恵まれた地域である。また、熊本都市圏だけではなく、福岡県の筑後都市圏にも隣接している立地性に加え、九州新幹線や JR 鹿児島本線、有明海沿岸道路などの広域的な連携網も整備されており、「熊本の北の玄関口」となっている。 　これらの優位性を活かし、さらなる交流人口の拡大を図るために、鉄道駅周辺に商業・観光・交流機能などを集積させることで、滞在型・回遊型の都市構造を実現し、魅力ある都市づくりを推進する。 　また、本圏域の基幹産業である農業と製造業の維持・拡大に向けて、豊かな周辺景観にも配慮を行いつつ、農業振興と産業振興のバランスのとれた秩序ある土地利用を誘導する。 **④「誰もが安全・安心な暮らしを実現する都市づくり」** 　熊本地震や豪雨災害を経験した本圏域の地域特性を踏まえ、災害リスクの高い区域における開発規制や土地利用の適切な誘導を進めるとともに、防災インフラ整備や住民への意識啓発など、ハード・ソフト両面から多層的な防災体制を構築し、安全で安心な都市づくりを推進する。 　さらに、関係機関と連携し、広域的な防災協力体制を形成し、災害時の迅速な対応と情報共有を可能にする仕組みを整える。 　加えて、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、多様な住民が安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した生活基盤の形成を推進する。これらの取組みを通じて、誰もが安全・安心に暮らせる都市環境の実現を目指す。 **⑤「住民と行政等が共創により取り組む都市づくり」** 　多様化する地域課題やニーズの変化に対応するため、県と市町が一体となり、住民・企業・団	ニケーションを促進することにより、住民一人ひとりの自主性・主体性を大切にし、地域生活に実感のもてる都市づくりを目指す。	体的に学び・行動することができる生涯学習を進めるとともに、市民と地域の信頼関係と連携のもと、地域コミュニティの輪を広げたまちづくりが求められている。また、行政においては、限られた財源のなかで、健全な財政運営を図りながら、魅力あるまちづくりを推進する必要がある。 　そこで、自己決定・自己責任による市民参加のまちづくりと、的確な行財政基盤の強化により、「自立した都市」づくりを進める。	ルの推進など、環境にやさしく快適な暮らしができる安心のあるまちを目指す。 **「みんなとともに未来へつなぐ協働のあるまち」** 　少子高齢化、人口の減少、財政健全化など、自治体経営を取り巻く環境が厳しさを増すなか、住民と行政との信頼関係を築き、健全な財政運営のもと、みんなとともに未来へつなぐ協働のあるまちを目指す。	

<table>
<tr><th>新</th><th>荒尾都市計画区域（H16.5）</th><th>玉名都市計画区域（H24.3）</th><th>長洲都市計画区域（H24.3）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>体と行政が共創しながらデジタル技術やビッグデータを活用した都市づくりを推進する。
　都市計画の進行管理においても共創の視点を重視し、成果を共有しながら改善を図り、持続的な発展につなげる。また、オープンデータの活用や対話の場の充実を通じて、多様な主体の参画を促し、観光やにぎわいの創出、温泉や農産物、産業基盤といった本圏域の特性を活かした、新たな魅力や価値を共に創造するまちづくりを目指す。

都市計画区域の範囲
　本圏域の範囲は以下のとおりとする。
<table><tr><th>都市計画区域</th><th>範囲</th></tr><tr><td>荒尾都市計画区域</td><td>荒尾市の行政区域の全域</td></tr><tr><td>玉名都市計画区域</td><td>玉名市の行政区域の一部</td></tr><tr><td>長洲都市計画区域</td><td>長洲町の行政区域の全域</td></tr></table> 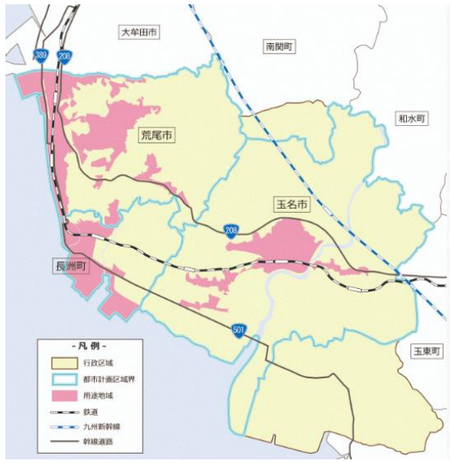 </td>
<td>**②都市計画区域の範囲**
　本区域の範囲は以下のとおりとする。
<table><tr><td>都市計画区域名</td><td>荒尾都市計画区域</td></tr><tr><td>範囲</td><td>荒尾市の行政区域の全域</td></tr></table></td>
<td>**②都市計画区域の範囲**
　本区域の範囲は以下のとおりとする。
<table><tr><td>都市計画区域名</td><td>玉名都市計画区域</td></tr><tr><td>範囲</td><td>玉名市の行政区域の一部</td></tr></table></td>
<td>**②　都市計画区域の範囲**
　本区域の範囲は、以下のとおりとする。
<table><tr><td>都市計画区域名</td><td>長洲都市計画区域</td></tr><tr><td>範囲</td><td>長洲町の行政区域の全域</td></tr></table></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>**（３）広域圏の将来像**
　都市づくりの基本理念に沿って本圏域内に地域の特性に応じた「拠点」を配置し、都市機能等の集約を促進するとともに、各種拠点を公共交通や幹線道路の「都市軸」で結ぶことで、相互に連携した秩序ある多核連携型の都市構造を目指す。また、拠点や軸の配置を元に、拠点周辺や軸上の面的な広がりを「ゾーン」として構成することによって、効率的な都市構造の形成を図る。

（削除）</td>
<td>**(2)　地域毎の市街地像**
　地域毎の市街地像については以下に示すとおりである。</td>
<td>**(2)　地域ごとの市街地像**
　地域ごとの市街地像については以下に示すとおりである。

①　将来都市構造
　本区域の都市構造としては、熊本市、荒尾市など</td>
<td>**(2)　地域ごとの市街地像**
　地域ごとの市街地像については以下に示すとおりである。

①　将来都市構造
　本区域の都市構造としては、玉名市、荒尾市と連</td>
<td></td>
</tr>
</table>

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
		の他都市と連絡する国道 208 号や主要地方道玉名八女線などの幹線道路を都市連携軸として位置付ける。また、阿蘇外輪山に源を有し、有明海まで注ぐ菊池川により水と緑の軸を構成する。 市街地ゾーンとして、玉名市役所や玉名駅、岱明総合支所に近接する商業地や住宅地を位置付け、農業ゾーンとしては菊池川流域の田園地帯、自然保全ゾーンとしては区域北部の山林をそれぞれ位置付ける。 さらに、文化拠点として文化施設等が集積する地域、交流拠点として九州新幹線新玉名駅を中心とした地域、観光拠点として玉名温泉街を中心とする地域、レクリエーション拠点として市内に点在する蛇ヶ谷公園などの大規模公園がある地域を位置付ける。	絡する放射状の国道や県道を都市連携軸として位置づける。また、菜切川、行末川、浦川により水と緑の軸を構成する。 市街地は、長洲町役場周辺に広がる既成の市街地を位置づけ、集約型都市構造を形成していく。また、田園居住エリアとして、農業ゾーン内に形成されている住宅地や農業集落を位置づける。 さらに、工業ゾーンとして有明海に面した臨海部の工業地帯、観光レクリエーション拠点として町内に点在する各種大規模公園がある地域を位置づける。	
a. ゾーン 将来に向けた効率的な都市構造を形成し、秩序ある土地利用を誘導するため、本圏域内の地域特性を踏まえて 6 つのゾーンを設定する。		② 地域（ゾーン）ごとの将来像	② 地域（ゾーン）ごとの将来像	
＜商業・業務ゾーン＞ JR 荒尾駅、JR 玉名駅、JR 長洲駅や、荒尾市役所、玉名市役所、長洲町役場周辺、また国道 208 号、国道 501 号などの幹線道路沿道において、多様な都市機能が集積した商業・業務地の形成を図る。	＜中心拠点ゾーン＞ 旧来の商業･業務の中心であり市民生活に密着した JR 荒尾駅周辺地域と、大規模な商業店舗の開業や住宅団地開発などにより都市機能が充実しつつある緑ヶ丘地区周辺を本区域の中心拠点ゾーンと位置づけ、商業サービスや文化・交流、レクリエーション、情報発信等の複合的な都市機能の集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成を進める。			
＜工業・流通ゾーン＞ 荒尾市や長洲町の有明海沿岸部や、国道 208 号等の幹線道路沿道における既存の工業地については、周辺施設や自然環境、産業景観に配慮した整備を推進する。また、今後の企業立地の受け皿については、既存の工業地への誘導を前提としつつ、自然環境の保全や農地としての土地利用との調整を図り、工業用地を選定、確保する。	＜臨海工業拠点ゾーン＞ 大牟田市三池港に近接する大島地区を臨海工業拠点ゾーンとして位置づける。当該ゾーンは、工業用地が遊休地化していることから、低未利用地の有効利用等に努める。 ＜内陸工業拠点ゾーン＞ 増永地区や水野地区、高浜地区などの工業施設が集積する内陸部の幹線道路沿いの地域を内陸工業拠点ゾーンとして位置づける。当該ゾーンは、周辺の居住環境や自然環境に十分配慮しつつ、生産活動を支援する道路等の都市基盤整備を進める。		＜工業ゾーン＞ 造船業、金属加工業を中核企業とする有明海に面した広大な工業地帯を、工業ゾーンと位置づけ、都市基盤整備の充実を図る。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
＜住宅ゾーン＞ 用途地域内の JR 荒尾駅、JR 玉名駅、JR 長洲駅周辺や幹線道路沿道に広がる既存の住宅地とその周辺において、居住者の利便性、快適性向上のための整備を推進し、計画的でコンパクトな住宅地を形成する。	＜周辺市街地ゾーン＞ 中心拠点ゾーンに近接して形成される住宅を主とした市街地を本区域の周辺市街地ゾーンとして位置づけ、生活利便性の高い都市的居住環境の形成を図る。 特に、桜山、八幡台、住吉等自然的環境に囲まれた地区については、自然共生型の閑静な住宅市街地として位置づけ、良好な環境の維持、増進に努める。	＜市街地ゾーン＞ 中心拠点及び地域拠点に近接して形成される商業地、住宅地等を主とした都市的土地利用の高い地域を本区域の市街地ゾーンとして位置付け、商業施設や公共施設へのアクセス性など生活利便性の高い市街地の形成に努める。	＜市街地ゾーン＞ 中心拠点に近接して形成される店舗、住宅を主とした都市的土地利用がされている地域を本区域の市街地ゾーンとして位置づけ、生活利便性の高い住宅市街地として、良好な住環境の維持、増進を図る。	
＜集落ゾーン＞ 圏域内の用途地域外の区域に点在する既存集落については、住環境の整備に努めるとともに、歴史や文化、現在の集落形態等の地域特性に配慮しつつコミュニティの維持や日常生活を送るうえで生活環境の整備や必要な施設の充実を図る。	＜主要な集落ゾーン＞ 用途地域外の区域における平山、府本、金山等の主要な集落を自然的環境と共生する既存集落ゾーンとして位置づけ、歴史や文化、現在の集落形態等の地域特性に配慮した生活環境の整備に努める。	＜田園居住エリア＞ 用途地域外の区域における伊倉、大浜、滑石等の集落を田園居住エリアとして位置付け、歴史や文化、現在の集落形態等の地域特性に配慮した生活環境の整備に努める。	＜田園居住エリア＞ 用途地域の区域における主要な集落を田園居住エリアとして位置づけ、歴史や文化、現在の集落形態等の地域特性に配慮した生活環境の整備を図る。	
＜農業ゾーン＞ 菊池川や菜切川、浦川流域に広がる田や畑等の既存の農地は、動植物の生息域となる豊かな自然環境や美しい景観を有する地区であり、本圏域の基幹産業である農業を支える基盤として保全を図る。また、耕作放棄地については、地域の景観の悪化につながるとともに、防災上のリスクもあることから、有効活用に努める。		＜農業ゾーン＞ 菊池川流域に広がる田園地帯は、農業の振興を重点的に進めるとともに、豊かな自然環境や美しい田園景観を有する地区として保全に努める。	＜農業ゾーン＞ 河川流域に広がる田園空間は、重要な農業生産基盤であるとともに、動植物の生息域となる豊かな自然環境や美しい景観を有する地区として保全を図る。	
＜自然環境保全ゾーン＞ 本圏域については、山林や河川、干潟などの特徴的かつ貴重な自然を有していることから、自然環境や景観の維持に向けて適切な保全を推進する。		＜自然保全ゾーン＞ 区域北部の山林は、森林を保全する。また、借景などによる市街地の景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用に努める。	＜自然保全ゾーン＞ 有明海に広がる干潟や区域北東部に点在する山林及び町内を流れる河川については、動植物の生息域となる豊かな自然環境や、良好な景観を有する地区として保全を図る。	
b. 拠点 本圏域内において、特に都市機能や産業、レクリエーション機能等を有する区域を 4 つの拠点として設定する。				
＜都市拠点＞ 荒尾市役所、玉名市役所、長洲町役場や JR 荒尾駅、JR 玉名駅、JR 長洲駅の周辺に形成されている中心市街地は、利便性の高い交通を生かした、人が集まる拠点として、商業・業務等の都市機能の誘導と交流促進のための環境整備を図る。		＜中心拠点＞ 玉名市役所を中心に、国道 208 号沿線及び玉名駅周辺地区と併せた一帯を中心拠点として位置付け、商業・業務サービス、情報発信等の都市機能の集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。	＜中心拠点＞ 長洲町役場を中心とした地域を中心拠点として位置づけ、商業・業務、教育・文化、情報発信等の都市機能の集積を図り、利便性の高い機能的な中心ゾーンの形成を図る。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
＜地域拠点＞ 玉名市西部の岱明支所周辺は、地域の拠点として、周辺に生活する住民の生活利便性の確保やコミュニティの維持に向けた都市機能や施設の維持を図る。 新玉名駅周辺は、広域交通の利便性を活かした拠点として、既成市街地との調整を図りつつ、多様な都市機能の誘導・集積を行い、都市基盤の整備を推進する。 ＜工業・流通拠点＞ 有明海沿岸部の名石浜地区、大島地区や幹線道路沿道に存在する増永、水野、高浜等の工業地において工場等の誘導を図るとともに、長洲港においては産業を支える流通業務の維持を図る。 ＜レクリエーション拠点＞ 地域住民のレクリエーションや憩いの場である荒尾運動公園、蛇ヶ谷公園、桃田運動公園、金魚と鯉の郷広場、総合スポーツセンター、鍋松原海岸等は、適切な維持管理や機能の充実を図る。 広域から観光客が訪れる万田坑、荒尾干潟、娯楽地、玉名温泉街とその周辺においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、利用者の利便性や快適性向上、アクセス向上のための環境整備を図る。 （削除）	＜観光・レクリエーション拠点ゾーン＞ 遊園地や運動公園などの娯楽・レクリエーション施設が集積する地域を観光・レクリエーション拠点ゾーンとして位置づける。当該ゾーンは県内有数の娯楽地であり、観光産業がもたらす波及効果を他産業に活かすため、中心拠点ゾーンや特色ある地域資源との連携強化を支援する交通網の充実に努める。	＜地域拠点＞ 岱明総合支所周辺を地域拠点として、教育・文化、情報発信の都市機能の集積を図り、中心拠点に次ぐ市街地の形成を図る。 ＜レクリエーション拠点＞ 蛇ヶ谷公園を中心とする地域、桃田運動公園を中心とする地域、岱明中央公園、浮田池周辺、松原海水浴場などは、市民の健康増進とふれあいの場としての機能充実を図り、本区域のレクリエーションの拠点形成を図る。 特に松原海水浴場は、県北地域唯一の海水浴場であり、既存施設の有効活用や周辺資源との一体的な環境整備に努める。 ＜文化拠点＞ 歴史博物館こころピア、玉名市民会館、玉名市文化センターなどの集積する地域では、既存の文化遺産の保全や文化施設の有効活用を進め、文化活動の拠点形成を図る。 ＜交流拠点＞ 九州新幹線新玉名駅を中心とした地域は、県北地域の玄関口にふさわしい観光案内などの情報発信機能、交流機能、居住機能等を誘導することによって、新たな交流拠点の形成を図る。 ＜観光拠点＞ 由緒ある玉名温泉街を中心とした地域を本区域の観光拠点として位置付け、風情ある街なみ等の醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図	＜観光レクリエーション拠点＞ 沿岸域における金魚と鯉の郷広場、総合スポーツセンターなどの各施設と周辺を観光レクリエーション拠点として位置づけ、集客力の向上を目指して、アクセス交通基盤や施設内の機能充実を図る。 ＜交流拠点＞ 長崎～熊本～大分を結ぶ観光ルートの中継点にある長洲港周辺を交流拠点として位置づけ、周辺道路網の充実を図り、効率的で機能的な交通結節点の形成を促進する。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
		り、魅力的な都市観光空間の形成を図る。		
c.都市軸 広域圏の骨格を形成し、拠点間の都市機能を有機的に連携する幹線道路や鉄道等の交通基盤を、都市軸として位置付ける。 ＜広域連携軸＞ 本圏域と周辺都市圏を連絡する広域的な連携軸として、九州新幹線、JR 鹿児島本線、有明海沿岸道路、国道 208 号、国道 389 号、国道 501 号を広域連携軸として位置づける。 ＜地域連携軸＞ 広域連携軸を補完し、本圏域内の連携や交流を図る地域連携軸として、主要地方道である熊本玉名線、玉名山鹿線、荒尾南関線、荒尾長洲線、一般県道である平山荒尾線、寺田岱明線、長洲玉名線、都市計画道路市屋深瀬線及び都市計画道路大谷長洲港線を地域連携軸として位置づける。 （４）各種の社会的課題への対応 ①　深刻化する人口減少・少子高齢化への対応 本圏域では、年少人口、生産年齢人口が一貫して減少する一方、老年人口が増加している。将来推計人口においても人口減少･少子高齢化が進行することが見込まれ、地域社会の持続性に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。 急速に進む少子高齢社会に対応するため、誰もが安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や交通結節点、生活サービス拠点の適正配置・整備を進める。併せて、人口減少に対応した都市構造の再編を進め、用途地域内の人口密度の維持や居住機能の集約を推進するとともに、生活サービスや公共交通の効率的な提供を可能とする仕組みを整えることで、持続可能で活力ある広域圏の形成を目指す。	（追加） (3) 各種の社会的課題への対応 ① 少子・高齢化への対応 本区域の少子・高齢化の進行を踏まえ、都市計画の方針として、全ての人が安全で快適に社会活動を営むことができるようユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を進めるとともに社会活動に応じた都市施設の適正配置に努める。 特に、交通結節点、集客施設とその周辺の公共空間、公共交通車両において、ユニバーサルデザインの導入を促進する。	（追加） (3) 各種の社会的課題への対応 ① 少子・高齢化への対応 本区域の少子・高齢化の進行を踏まえ、都市計画の方針として、全ての人が安全で快適に社会活動を営むことができるようユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の適正配置及び整備を進める。	（追加） (3) 各種の社会的課題への対応 ① 少子・高齢化への対応 本区域の少子・高齢化の進行を踏まえ、都市計画の方針として、全ての人が安全で快適に社会活動を営むことができるようユニバーサルデザインに配慮した都市基盤整備を進めるとともに、社会活動に応じた都市施設の適正配置を進める。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
②　安全・安心に暮らせる都市づくりへの対応 平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨をはじめ、全国的に大地震、風水害、高潮災害などの自然災害が頻発化・激甚化しており、都市防災の強化や防災意識の向上がこれまで以上に求められている。こうした状況を踏まえ、災害に強い都市づくりを目指して、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化などの取組みを推進するとともに、災害リスクの高いエリアにおける開発の規制や、安全性の高いエリアへの居住の誘導を促進する。また、災害時の緊急輸送道路ネットワークの形成や流域治水の取組みの推進にあたって、関係機関との連携体制を構築する。併せて、「自助・共助・公助」の連携を軸に、地域全体での防災力向上を図るためのソフト面での防災・減災対策を推進する。 さらに、誰もが安全で安心して暮らせる都市の実現に向けて、交通安全の観点から、歩道等の交通安全施設の整備・充実を図るとともに、交通ルールの普及啓発等を推進する。加えて、犯罪防止・抑制の観点から、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、防犯に配慮した都市づくりを推進する。	⑥ 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 最近の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、犯罪防止に配慮した整備を行うことにより、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるものとする。 ⑤ 都市防災への対応 近年発生した大地震、水害、高潮災害等により、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている。住民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、防災組織の充実、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化等を進めるものとする。	⑥ 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 最近の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、防犯に配慮した整備を行うことにより、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進める。 ⑤ 都市防災への対応 近年発生した大地震、水害、高潮災害等により、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている。住民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化等を進めるものとする。	⑥ 安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 最近の犯罪の発生状況を踏まえ、各種社会基盤の整備にあたっては、地域の状況に応じて、警察、公共施設管理者及び地域住民等と連携し、犯罪防止に配慮した整備を行うことにより、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるものとする。 ⑤ 都市防災への対応 近年発生した大地震、水害、高潮災害等により、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている。住民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、防災組織の充実、避難地・避難経路の確保、市街地の不燃・耐震化等を進めるものとする。	
③　地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 本圏域においては、自動車依存度が高く公共交通利用率が低いことから、交通分野でのCO_2排出への対応が必要とされている。加えて、鉄道駅周辺や中心市街地では、徒歩や自転車による移動をより安心・快適にするための環境整備が課題となっている。一方で、工業団地や港湾施設におけるエネルギー需要が大きく、産業活動の脱炭素化が求められている。 これらを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、交通の発生や移動需要を抑えた都市構造への誘導を図り、省エネルギーに寄与するウォーカブルなまちづくりを推進する。さらに、自動車から公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、グリーンインフラの活用、工業団地や港湾施設における再生可能エネルギー導入や物流効率化の推進などを総合的に展	② 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 環境負荷の少ない省エネルギー型の都市を形成するために、交通の発生や移動の需要が少ない都市構造への誘導、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化等を推進する。	② 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 環境負荷の少ない低炭素型の都市を形成するために、交通の発生や移動の需要が少なく省エネルギーにも寄与し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりとなる集約型都市構造への誘導、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、市街地の緑化や市街地等周辺緑地の保全等を推進する。	② 地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 環境負荷の少ない低炭素型の都市を形成するために、交通の発生や移動の需要が少なく省エネルギーにも寄与する集約型都市構造への誘導、公共交通への転換、太陽光発電の利用、道路の効果的整備による交通の円滑化、市街地の緑化や市街地等周辺緑地の保全等を推進する。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
開することで、圏域全体で脱炭素社会の構築に資する持続可能な都市づくりを目指す。 **④　官民連携で取り組む、活力ある都市づくり** 　中心市街地では、空き家の増加等に起因する都市の空洞化や地域活力の低下が懸念されている。そのため、空き家や低未利用地などの既存ストックを有効に活用しつつ、本圏域全体の持続可能なまちづくりを促進するため、コンパクトでありながら快適で利便性の高い、魅力ある都市の形成を図り、誰もが住み続けたいと感じられる都市づくりを推進する。 　また、都市計画の推進においては、住民自らの主体的な参画に加え、行政、NPO（特定非営利活動法人）、企業等、多様な立場の人々が相互に連携し、新たな魅力や価値を共に作りあげる「共創」のまちづくりが必要である。そのため、官民連携により取り組む都市再生や都市機能施設の誘導、オープンデータの活用、対話の場の充実等に取り組むことにより、活力あるまちづくりを推進する。 **⑤　広域的な交流・連携の活性化** 　本県では都市圏内や都市圏間を連絡する鉄道や幹線道路などの広域交通ネットワークの形成を推進し、都市間の交流・連携の強化を図っている。 　本圏域においては、JR鹿児島本線の各駅（荒尾駅、玉名駅、長洲駅）周辺及び九州新幹線新玉名駅周辺における都市基盤整備の推進により、工業・流通業務などの産業振興に加え、豊かな自然環境や観光資源を活かした県内外からの誘客による観光振興を図ることで、地域の活性化を促進する。 　さらに、県北地域で進む半導体関連企業の集積について、本圏域でもこの機会を最大限に活かすため、交通ネットワークの整備や物流拠点の機能強化を通じて、産業立地の受け皿を構築する。 　九州新幹線新玉名駅周辺地区について、「新玉名駅周辺等整備基本計画」等を踏まえ、既成市街地との調整を図りつつ、都市機能を集約し、都市基盤を整備することにより、交流人口の拡大と地域の活性化につながる都市づくりを推進する。	（追加）	（追加） **⑦ 新幹線を活用したまちづくりへの対応** 　新玉名駅周辺地域等整備基本計画を踏まえ、県北全域の活性化に向けて、新玉名駅周辺地域については民間活力などの導入による開発誘導と適正な土	（追加） **④ 社会的な交流・連携への対応** 　本区域は、県北地域の拠点都市である荒尾市、玉名市に隣接していることから、交流・連携の強化が求められている。交流・連携を促進するための都市計画の方針として、都市計画行政の連携に取り組むとともに、効率的に機能する交通基盤の整備を図る。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
拠点の形成にあたっては、民間活力の導入による開発誘導と適切な土地利用を図るため、官民が連携して魅力ある拠点形成を推進する。 長洲港周辺地区については、フェリーを通じた長崎県との広域的な連携により、交流人口の拡大を図るため、拠点機能の充実・強化及び周辺環境整備を進め、魅力ある拠点形成を推進する。また、長洲港と JR 長洲駅との連携強化を図ることにより、地域の回遊性及び滞在性の向上を図り、にぎわいと活力ある都市づくりを推進する。 **⑥　厳しい都市経営への対応** 本圏域では、公共施設等の都市基盤の老朽化が深刻化しており、将来的な維持管理費の増加は避けられない状況が見込まれている。加えて、人口減少と少子高齢化の進行により税収の減少や行政需要の増大が予想され、都市経営の持続性が大きな課題となっている。 このため、公共施設等総合管理計画及び長寿命化計画に基づき、道路、橋梁、上下水道などの定期的な点検・診断、老朽化度合いに応じた修繕・更新、耐震化や安全性確保の取組みを体系的に進め、計画的な維持管理とライフサイクルコストの最適化を図ることで、財政負担の軽減・平準化と公共施設の持続的な利用を確保する。 さらに、住民一人あたりの行政コストが人口密度の低下により増大することを踏まえ、無秩序な市街地の拡大を抑制し、居住機能の集約を進めることで効率的な都市構造を確立する。 併せて、広域圏全体での施設の共同利用や広域連携によるサービス提供の効率化を推進し、限られた財源を有効に活用する都市経営を目指す。 **⑦　恵まれた自然環境や景観の維持・保全** 本圏域は、有明海や小岱山、菊池川など、住民が憩える豊かで身近な自然環境を有するとともに、特にラムサール条約湿地に登録されている荒尾干潟は国際的にも価値ある自然資源である。また、地域の暮らしや景観を支える農地空間が広がっている。これらの自然資源は本圏域の魅力であり、将来にわたり継承・保全すべき重要な資源であり、その適切な維持管理に努める。 一方、沿岸部の工業地域にはゴライアスクレー	（追加）	地利用が行えるよう、特定用途制限地域の検討を行う。また、開発に伴う公共施設の整備等については、必要に応じた支援をしていく。 （追加）	（追加）	
	③ 都市における自然環境保全への対応 本区域は、小岱山や有明海など、豊かな自然環境を多く有している。都市計画の方針として、無秩序な宅地開発の抑制や風致の保持など、良好な自然環境の維持・保全を前提とした都市計画の策定や事業の実施に努める。	**③ 都市における自然環境保全への対応** 本区域は、小岱山、菊池川や有明海など、市民の憩える豊かで身近な自然環境を有している。都市計画の方針として、無秩序な宅地開発の抑制や風致の保持など、良好な自然環境の維持・保全を前提とした土地利用や都市施設の整備を進める。 **④ 観光振興に向けた取り組みへの対応** 本区域は、1300 余年の歴史と全国有数のラジウ	**③ 都市における自然環境保全への対応** 本区域は、有明海など、豊かな自然環境を多く有している。都市計画の方針として、無秩序な宅地開発の抑制や風致の保持など、良好な自然環境の維持・保全を前提とした都市計画の策定や事業の実施を図る。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
ンなどの都市のランドマークが存在し、特色ある産業景観を形成している。これらの産業景観は都市の特色を示すものであり、地域の魅力としてその価値を活かしていく。 　こうした資源を保全・活用するため、景観に配慮したうるおいのある空間の整備や案内機能の充実など、必要な施設整備を進める。 　今後の新たな土地利用や施設の立地にあたっては、行政・住民・企業が連携し、周辺景観との調和に配慮するとともに、自然環境や産業景観など地域資源を活かしながら、魅力ある都市空間の形成を推進する。 **⑧　歴史的・文化的資源の保全・活用** 　本圏域には、世界文化遺産である万田坑や米作りのストーリーが日本遺産として認定された菊池川流域、全国有数のラジウム泉質を誇る玉名温泉、歴史資源が点在する高瀬地区など、多様な歴史的・文化的資源を有している。これらの豊かな地域資源は本圏域の魅力を形成する重要な要素であるため、その適切な維持・保全を図るとともに、相互に連携を行うことで、回遊性及び滞在性の向上を図り、観光振興や交流人口の増加に資する、にぎわいと活力ある都市づくりを推進する。 （削除）	**④ 産業構造の転換等への対応** 　産業構造の転換に伴い、内陸部には大規模商業店舗を核とした商業核が形成され、賑わいをみせる一方で、既存工業地においては低未利用地が散見されたり、JR 荒尾駅周辺の既成市街地が衰退傾向にあるなど、市街地の活力に地域格差が生じつつある。 　都市計画の方針としては、豊かな自然環境・田園環境との調和を原則とし、臨海部の既存工業地や既成市街地の再構築と、計画的な市街地形成の両立を目指す。 　一方、本区域は、三池炭鉱とその関連産業により発展してきた経緯を持つが、現在では、特に県境付近の既成市街地においては、既存市街地の空洞化が顕著となっている。また、区域内の随所に三井鉱山の社有地が遊休化した状態で散在している。 　このような、産業構造の展開に伴い発生している土地利用問題について、その対策を検討する。 　また、郊外地域における既存集落の活性化に向けた対策についても検討する。	ム泉質を誇る玉名温泉を有する。また、菊池川右岸に位置する高瀬地区では、点在する歴史資源を市民が親しみ誇りの持てる場としての活用が求められている。 　これらの地区において、景観に優れたうるおいのある空間の創出や案内機能の充実などの必要な都市施設の整備を進める。		
（５）荒尾・玉名・長洲広域圏の広域的位置づけ 　本圏域は県北部に位置し、荒尾・玉名地域の中心地域としての役割を担っている。また、九州新幹線、JR 鹿児島本線、海上フェリー等の公共交通や国道 208 号などの道路により、熊本都市計画区域のほか、福岡県、佐賀県、長崎県とも広域的に結ばれており、「熊本の北の玄関口」となっている。さらに、高規格道路である有明海沿岸道路の整備が進むことで、広域交通の利便性がさらに向上することから、周辺都市とのさらなる連携強化	**(4)　都市計画区域の広域的位置づけ** 　本都市計画区域は、荒尾・玉名地域の北端に位置し、同地域の拠点都市の一つに位置づけられているほか、荒尾・大牟田地域は、連続した既成市街地を持つ同一の経済圏を構成している。 　このため、広域的な観点からの都市計画のあり方としては、交通ネットワーク整備等により周辺都市との交流・連携を強化し、拠点都市にふさわしい都市機能の充実・強化に努める。 　なお、大牟田都市計画区域との県境の課題につい	**(4)　都市計画区域の広域的位置付け** 　本区域は、県北の荒尾・玉名地域のほぼ中央に位置し、同地域の中心的な役割を担っており、九州新幹線新玉名駅の整備により広域的交流の機能が高まっているため、交通ネットワーク整備、新玉名駅周辺における結節機能の整備、既成市街地と新駅を連絡するアクセス道路の整備等を図ることにより、周辺地域や広域的な都市間連携を強化し、自立発展的な都市圏の形成を進める。 　また、都市計画区域外となっている天水、横島、	**(4)　都市計画区域の広域的位置づけ** 　本区域は、隣接する荒尾市、玉名市や、近接する大牟田市との結びつきが強く、これらの都市と広域的生活圏域を形成している。また、県北地域における海上交通の拠点である長洲港を有しているため、長崎県とのつながりも深い。 　このため、本区域における都市計画のあり方としては、定住ゾーンとして荒尾市、玉名市、大牟田市との連携を図っていくものとする。また、九州自動車道や九州新幹線、鹿児島本線といった九州の縦軸	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
を図りつつ、多様な都市機能の集約によって魅力ある都市づくりを行う。 　また、都市計画区域外となっている玉名市の天水、横島、三ツ川地区は、一体の都市として無秩序な開発を抑制するため、今後都市計画区域の拡大も視野に入れた都市づくりについて検討するとともに、隣接する玉名郡（玉東町、南関町、和水町）も含めて交流を強め、本圏域を「あらたま地域」の中心都市として位置づけ、必要な都市機能の集約を図る。	ては、必要に応じて調整を図りながら、改善の方法について検討を行う。	三ツ川地区においては、一体の都市として無秩序な開発を抑制するため、今後都市計画区域の拡大を目指していく。	と、長崎方面への横軸の結節点として、長洲港を中心とした海の玄関口としての機能の向上と道路網整備を推進する。	
２．広域圏の都市計画の方針 **（１）土地利用の方針** 　本圏域においては、今後も人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる一方、用途地域外において人口が増加している区域が存在するなど、部分的に市街地の拡大傾向がみられる。こうした背景を踏まえ、本圏域では、行政機関や鉄道駅等の地域における拠点を中心に、「エコ・コンパクトな都市づくり」の推進を図ることにより、社会資本の維持管理費をはじめとする行政コストの抑制、拠点間移動の効率化、二酸化炭素排出量の低減による環境負荷の軽減等につながる土地利用の実現を図る。 　用途地域外の土地利用に関しては、特定用途制限地域等の土地利用に関する都市計画制度を適切に活用し、計画的かつ持続的な土地利用の規制・誘導に努める。 　また、本圏域において懸念される土砂災害、津波、洪水等の自然災害への対応として、災害リスクの高い区域に対しては、土地利用の規制・誘導を通じたリスク低減を積極的に推進する。 さらに、本圏域が有する豊かな自然環境や地域資源との調和に配慮した土地利用を推進するとともに、当該資源の持続的かつ効果的な活用を可能とする土地利用の実現を目指す。 **（２）都市施設整備の方針** **①交通施設の基本方針** **a. 広域的な交通体系の方針** 　高規格幹線道路である有明海沿岸道路をはじめ、広域交通軸を担う幹線道路の整備を推進し、本圏域と熊本県内の他都市圏、ならびに福岡県・佐賀県・長崎県等との広域的なネットワーク強化	（追加）	（追加）	（追加）	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
を図る。 　熊本県新交通道路計画に構想路線として位置付けられている有明海沿岸連絡道路については、災害時のリダンダンシーの確保や新たな観光・物流ルートの創造など、広域的な役割も期待されるため、関係機関と連携し、検討を進める。 　また、本圏域には JR 鹿児島本線が縦断し、圏域内に 6 駅を有するなど、都市間移動において鉄道を利用できる環境である。さらに新玉名駅を有する九州新幹線により、県内外の都市との広域的なアクセス性にも優れている。鉄道による優位性を活かし、維持していくため、利便性の向上や他の交通機関との連携促進を図る。 　さらに、フェリー航路についても、利便性の向上と利用促進に取り組む。 **b.道路構造物の長寿命化方針** 　橋梁やトンネル等の道路構造物に関しては、定期的な点検の実施および長寿命化に資する修繕方針に基づき、事故や大規模な改修工事に至る前段階において対策を講じ、将来的な大規模修繕やライフサイクルコストの増大を抑制する予防保全の推進を図る。また、道路舗装については、「熊本県舗装維持管理計画」における修繕基準及び目標水準を踏まえ、計画的な維持管理を推進する。 **c.都市内交通体系の整備方針** **ア）公共交通の充実と自動車交通の円滑化** 　本圏域におけるエコ・コンパクトな都市づくりの実現に向けて、道路交通負荷の低減、都市構造の集約化、誰もが利用しやすい公共交通機関を中心とした交通体系の構築を図る。特に通学や買い物、通院等で鉄道・バスを利用する若い世代や高齢者等の多様な世代が公共交通機関を利用しやすくなるよう、交通事業者と連携し、利便性の向上を図る。あわせて、自動車・自転車等の他交通手段から公共交通機関へのスムーズな乗り換えを可能にする施設の整備を推進する。さらに、自動車交通の円滑化のため、広域的な交通体系の整備と連動した都市の骨格を形成する幹線道路網の構築を推進する。 **イ）すべての人に安全でやさしい移動環境の構築** 　歩行者および自転車による安全かつ快適な移動を確保するため、行政施設等の主要な公共施設や鉄道駅、バス停等の拠点間の円滑な連携を図				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
り、交通ネットワークの充実を推進する。あわせて、乗合タクシー等の地域公共交通機関の充実を図り、多様な移動ニーズに対応した利便性の高い交通手段の確保を図る。さらに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、すべての利用者にとって安全で優しい移動環境の構築を推進する。 **ウ）幹線道路の防災機能の明確化** 　災害時における物資輸送路としての機能を担う緊急輸送道路や、避難路および避難地としての役割を果たす幹線道路については、計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理および更新を行う。また、緊急輸送道路としての機能を有する幹線道路については、災害時の迅速な対応と安全性の向上を図る観点から、無電柱化の促進に取り組む。さらに、災害の発生により広域的な交通影響が生じる場合に備え、関係機関と円滑な協議・調整体制を構築し、渋滞緩和策や迂回路への誘導等を含む交通マネジメントの迅速な導入が可能となる仕組みを整備する。 **②下水道及び河川の整備方針** **a. 総合的な治水対策の実施方針** 　雨水の総合的な処理を目的として、治水施設の整備を促進するとともに、雨水の速やかな排除、貯留および浸透による流出量の低減を図る下水道整備を計画的に推進する。 　河川については、河川整備計画に基づき、洪水・高潮などの水害に対応した治水対策を推進するとともに、水辺環境の整備と河川景観の保全を進める。また、流域治水プロジェクトの一環として、関係機関が連携し流域全体での治水を推進し、ハード・ソフト両面から浸水被害の防止・軽減を図る。加えて、都市化の進展に伴い喪失しつつある保水・湧水機能については涵養を促進し、河川への過度な負荷を抑制するとともに、洪水氾濫の危険性が高い区域においてはハザードマップの適切な活用や警戒避難体制の充実を通じて、水害による被害の最小化を図る。 **b. 魅力ある快適な生活基盤の整備方針** 　本圏域が有する豊かな自然環境を構成する河川の保全に努めつつ、都市との調和が図られた良質な都市環境の形成に資する河川環境の整備を				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
推進する。 **c.下水道の長寿命化方針** 　下水道施設に関しては、地震・水害・津波等の自然災害に備えた防災対策を含め、計画的な維持修繕および機能強化を継続的に推進することにより、施設の安全性や災害対応力の向上を図る。 **③公園の整備方針** **a.公園施設の長寿命化方針** 　都市公園のストックマネジメントにあたっては、施設機能ごとに設定すべき維持管理水準を明確にしつつ、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減を両立させる取組を推進する。また、公園機能の維持管理については、長寿命化計画の策定および当該計画に基づく施設更新を計画的に実施する。 **b.公園機能の強化方針** 　都市公園の改修にあたっては、バリアフリー化を推進し、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、すべての利用者にとって、安全かつ快適に利用可能な空間の形成を図る。あわせて、大規模災害の発生時において、周辺地区からの避難者を適切に受け入れ、市街地火災等に伴う生命の危険から保護する避難地として既存の都市公園を利活用するため、防災機能の付加・強化を目的とした改修を計画的に推進する。 **④その他の都市施設の整備方針** 　快適な都市生活の維持に不可欠なごみ焼却場やし尿処理施設等については、都市の総合的な都市計画に基づき、広域的な視点から周辺環境への影響を十分に考慮した上で、その整備目標および適切な立地配置について計画的に検討する。 **（３）市街地整備等の基本的な方針** **①中心市街地の整備方針** 　本圏域の各市町における中心市街地は、田園・中山間地域を含む周辺地域の中核としての機能を担い、基礎的な商業・サービスをはじめ、医療・福祉、教育・文化、行政サービス等の多様な都市機能の提供が行えるよう、各種都市機能の適切な立地誘導を図る。また、居住人口の減少や地域コミュニティの衰退、中心市街地の活力低下といっ				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
た課題への対応として、都市基盤施設の整備・充実を図るとともに、市街地内に存在する空き家や低未利用地の利活用について、「玉名市まちなか未来プロジェクト」等の官民が連携した取組みにより推進する。 **②周辺市街地の整備方針** 　幹線道路沿線や既成市街地の縁辺部等を中心に市街地拡大が進展している区域においては、地区計画や特定用途制限地域等の土地利用に関する都市計画制度を積極的に活用し、良好かつ快適な市街地の形成を促進するとともに、無秩序な開発の防止に努める。 **（４）緑・景観の体系の方針** **①水と緑のネットワーク形成方針** **a. 田園・中山間地と都市が一体となった都市環境圏の形成** 　都市と田園・中山間地域が一体となった持続可能な都市環境圏の形成を推進するとともに、多様な主体による共創のもと、都市と農山漁村との交流促進や地域資源を活用した産業振興へとつなげる取組を推進する。 **b. 森林、農地、水辺等における自然環境の保全・再生** 　田園地域および中山間地域が主体となり、風致や農山村景観の保全、地下水の涵養、土地の保全等、多面的機能を有する森林および農地の保全・再生に向けた取組を推進する。あわせて、海洋環境および生態系の保全機能を備えた干潟については、その保全に努める。 **②都市内の緑地整備方針** 　都市内における緑空間については、公園、緑地、広場等の公共空間の整備とあわせ、必要に応じて風致地区や緑地保全地区の指定を行いながら、計画的な整備の推進を図る。また、地震や火災等の災害発生時において、避難路や避難地としての機能を担い、災害の影響範囲を低減する緩衝帯としての役割を果たすため、公園・緑地および水辺空間等の整備を進めることにより、災害時においても安全かつ安心できる都市空間の提供を通じ、災害に強い都市づくりを推進する。 **③景観の整備方針**				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
本圏域には、世界文化遺産である万田坑やラムサール条約湿地に登録されている荒尾干潟等、国際的な視点から高い評価を受ける地域資源に加え、玉名市が含まれる菊池川流域も日本遺産として認定されており、これらを活かした都市づくりを行う必要がある。そのため、県及び景観行政団体において「景観計画」を策定し、景観形成地域の指定を通じて、地域資源と調和した魅力ある都市景観の形成を積極的に推進する。 **（５）都市防災の方針** **①都市防災の基本方針** 本圏域は、有明海沿岸部や菊池川水系を有し、高潮や河川氾濫、内水氾濫のリスクにさらされている一方、山間部や丘陵地では土砂災害の危険性を有している。熊本地震では道路の寸断や住宅被害、ライフラインの途絶などにより生活基盤や経済活動に重大な影響を及ぼし、令和７年８月豪雨では内水氾濫による床上・床下浸水や道路冠水など深刻な被害を受けた。近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえると、これらの経験は、都市防災の重要性を改めて示しており、住民の生命や財産を守り、生活と経済活動を持続させるためには、本圏域の地形や土地利用状況などの特性を踏まえた総合的な防災対応の強化が急務である。 このため、災害リスクの高い区域においては、開発規制や土地利用の適切な誘導を進めることで被害の未然防止を図り、併せて、防災インフラの整備・強化を推進し、災害時における安全性と都市機能の維持を確保する。 また、住民の防災意識を高めるとともに、自助・共助の力を育成し、地域の連携体制を総合的に強化する。これらの取組みをハード・ソフト両面から多層的に展開することで、災害に対して強靭で持続可能な都市づくりを推進する。 さらに、行政区域を超えた広域的な協力体制を構築し、情報共有や迅速な対応を可能とすることで、圏域全体の防災力を高めていく必要がある。加えて、大規模災害後に迅速かつ着実な復旧・復興を進めるため、平常時から復興の課題や方向性を準備・共有し、地域社会がレジリエンスを発揮できる体制を整える。 これらの取組は、「熊本県地域防災計画」や「熊				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
本県国土強靭化地域計画」並びに圏域内の市町が策定する地域防災計画や立地適正化計画の防災指針等との整合を図りながら、計画的かつ効果的に展開するものとする。 **②都市防災の対応方針** **a.防災・減災のための施設整備** 本圏域は、有明海沿岸の低平地や菊池川流域に位置し、洪水や高潮、大雨による浸水被害の恐れがある地域である。 このため、菊池川や支流の改修、堤防強化、高潮対策施設の整備を計画的に進めるとともに、干拓地や沿岸部の排水機能を高める公共下水道の整備を推進する。また、一定規模以上の開発においては、雨水の急激な流出を抑えるための調整池や浸透施設の設置を義務付け、開発行為に対する水害対策を強化する。さらに、丘陵地や山間部では土砂災害の危険があるため、砂防堰堤や法面保護などの施設整備を推進する。加えて、森林、農地、干拓地の緑地などを適切に保全し、雨水の貯留・浸透・流出抑制機能を活かした減災対策を進める。 **b.災害情報の伝達と防災意識の向上** 本圏域の災害リスクを踏まえ、平常時から洪水・高潮・地震・土砂災害等に関するハザードマップを公表し、広報誌や町公式SNS、防災行政無線などを活用して、地域特性に応じた防災情報を分かりやすく発信する。 災害発生時には、避難指示や警戒情報を迅速かつ的確に伝達できる体制を整備するとともに、住民が自らの避難行動を時系列で整理する「マイ・タイムライン」の作成を推進し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。特に沿岸部や河川流域などリスクの高い地区では、地区防災計画と連動させ、避難路や避難所の情報を重点的に周知する。 情報提供にあたっては、ハザードマップ等の「プル型」の情報に加え、住民の情報端末へのメール配信や緊急速報など「プッシュ型」の手法を組み合わせ、誰もが迅速に確認できる仕組みを整える。さらに、デジタル技術を活用し、避難場所や避難経路を地図上で直感的に把握できるよう				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
工夫することで、住民の防災意識を高め、生命を守るための行動につなげる。 **c.災害リスクを踏まえた土地利用の適正化** 本圏域北東部等の中山間地に分布する土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の災害レッドゾーンにおいては、新たな開発を抑制し、災害リスクの低減と住民の安全性を確保するとともに、既存の住宅等についてはより安全な区域への誘導を促進するための支援を行い、跡地の多面的な活用について検討を推進する。 また、菊池川をはじめとする主要な河川の流域における洪水浸水想定区域や、有明海沿岸部の津波及び高潮による浸水想定区域では、浸水リスクを踏まえた土地利用の適正化を図るとともに、住宅や公共施設等の浸水対策を促進する。市町が策定する立地適正化計画においては、これらのリスクを踏まえた居住誘導区域を設定するとともに、残存リスクについては防災指針に基づき適切なハード・ソフト対策を位置づけるものとする。 **d.内水氾濫への対策** 本圏域では、令和７年８月豪雨での深刻な内水被害を教訓とし、内水氾濫対策の強化を推進する。内水氾濫のリスクが高い低平地、排水不良地においては、市町が行う排水ポンプの整備と合わせた河川改修や排水機場の耐水化を進める。また、市町が主体となり、雨水管理総合計画等に基づく、流出抑制対策や排水施設の整備、定期的な点検を計画的に推進する。さらに、ソフト対策として、確実な住民避難につなげるための河川監視カメラの増設や、内水ハザードマップの作成、排水機場が被災した場合に備えた緊急時の行動計画（BCP）の見直しや充実を図る。 **e.災害に強い市街地の形成** 地震による建築物の倒壊から住民の生命や財産を守るため、建築物の耐震診断や改修の促進とともに、耐震に関する知識の普及啓発に努める。特に玉名市中心部などの密集市街地では、地震時の倒壊や火災延焼による被害拡大を防ぐため、土地利用の見直しと併せて、延焼を防ぐ道路や公園				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
などの都市施設を計画的に整備する。 　さらに、有明海沿岸部や菊池川流域では、浸水や液状化のリスクを踏まえた都市基盤の強化を進めるとともに、公園や緑道などを『グリーンインフラ』として整備・活用し、災害時の緩衝地帯や避難地として機能させることで、都市環境の防災力向上を図る。 **f.避難所、避難路の整備** 　災害時に避難者を安全に受け入れるため、防災機能を備えた公園の整備や、避難所として活用される学校体育館の耐震化を計画的に推進し、非常用電源や給水・衛生環境の確保を図る。特に、沿岸部や河川流域では浸水リスクの少ない高台に広域避難場所を配置し、密集市街地では延焼遮断帯として機能する道路や公園などの都市施設を拡充する。 　また、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、指定緊急避難場所へ通じる道路や緑道の整備を進め、冠水時でも通行可能な代替ルートの確保、照明や誘導サインの整備、段差解消など歩行者の安全性とバリアフリー性に配慮した避難路ネットワークを強化する。さらに、高齢者や障がい者などの要配慮者を受け入れる福祉避難所の整備・運用体制の充実や、ペット同伴避難が可能な施設の確保とゾーニング・備蓄の充実を進め、誰もが安心して避難できる環境づくりを推進する。 **g.災害に強い道路ネットワークの形成** 　熊本地震の際には、九州縦貫自動車道をはじめとする広域的な道路網が寸断され、国道 208 号や国道 501 号等に迂回交通が集中したことで、大規模な交通渋滞が発生し、広域的な交通障害を生じた。令和７年８月豪雨においても　内水氾濫により道路の通行止めが発生し、交通機能が麻痺するなど広域的な影響が生じた。 　これらの経験を踏まえ、災害時のリダンダンシー確保を目的として、有明海沿岸道路をはじめとする災害に強い広域幹線道路ネットワークの形成を推進し、緊急輸送の確保と地域の孤立防止を図る。				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
h.関係者協働による「流域治水」の推進 近年、豪雨災害の頻発・激甚化により洪水や土砂災害のリスクが高まっている中、従来の河川や下水道など管理者主体の治水対策に加え、国・熊本県・流域自治体・企業・住民など多様な主体が連携・協働して取り組む「流域治水」を強化し、その実効性を高める。 氾濫域を含めた流域全体を一体として捉え、丘陵地の森林保全による水源涵養、菊池川流域の農地や有明海沿岸の干拓地の保水・遊水機能の活用など地域資源を組み合わせることで、水害リスクを軽減する。さらに、玉名市中心部や観光地における避難体制の強化を含め、行政機関、地域住民、農業者、企業、観光事業者が協働し、流域全体で水害リスクを低減し、安全で持続可能な地域づくりを推進する。 **i.防災拠点等の整備・充実** 災害発生時に災害対策本部として機能する市役所本庁舎及び町役場本庁舎については、災害情報や避難に関する情報等の重要情報を一元的な収集・管理を徹底するとともに、業務継続性に向けて業務継続計画（BCP）の適切な見直しを行う。 防災拠点については、緊急輸送道路ネットワークと連携し、広域からの受援及び後方支援を円滑に実施できるよう、拠点機能の強化及び役割分担の明確化を進める。具体的には、洪水時の水防活動や緊急復旧活動を担う元玉名地区河川防災ステーション、現在整備中の有明海沿岸道路沿道の立地条件を活かし広域的な防災拠点として防災道の駅への登録を目指す道の駅『ウェルネスあらお』等について、関係機関と連携し、資材置場・防災倉庫・非常用電源の整備および資機材・人員の計画的な配備を推進する。 **j.復興まちづくりの事前準備** 荒尾・玉名・長洲広域圏においては、菊池川流域や有明海沿岸部の水害リスク、熊本地震の経験を踏まえた地震リスクなど、地域特性に応じた災害への備えが求められる。 今後発生が想定される大規模災害に備え、復興まちづくりの目標・方針や課題及びその対応策について予め関係機関と協議のうえ、事前復興まち				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
づくり計画の策定を推進する。災害発生時には、当該計画を基礎として、地域特性に応じた適切な規模での被災地の復興を図るため、復興まちづくり方針・計画を速やかに策定し、より良い復興の実現を目指す。 k.広域防災協力体制の確立 本圏域では、行政界を超えた広域的な視点に立ち、避難所や防災拠点の相互利用を推進するとともに、関係機関との連携による情報共有体制を強化する。 災害発生時には、圏域全体で迅速かつ効率的な対応が可能となるよう、緊急輸送道路ネットワークを活用した物資輸送や後方支援体制を整備し、地域特性に応じた防災拠点の機能強化を進める。 また、平常時から広域的な協力体制を構築し、訓練や協議を通じて実効性のある広域防災体制を確立する。さらに、広域避難計画の策定、医療・福祉資源の相互支援、ライフライン復旧における広域連携、統一的な情報発信体制の整備など、行政界を超えた取り組みを推進する。				
３．区域区分の決定の有無 本圏域の３つの都市計画区域には、区域区分を定めない。 なお、区域区分を定めない根拠は以下の通りである。 ①　本圏域における人口は減少傾向にあり、今後も同様の動向が継続すると見込まれる。また、圏域内において今後の都市計画に直接的な影響を及ぼす大規模プロジェクトの実施予定は現時点で存在していない。加えて、既成市街地においては、土地利用の高度化や既存ストックの利活用の促進に向けた余地が残されていることから、急激な市街地拡大は想定されていない。 ②　幹線道路沿道や用途地域外の既存集落においては、小規模な開発等に伴い市街化の傾向が一部に認められる区域も存在するが、地域地区、地区計画等の土地利用に関する都市計画制度や、立地適正化計画制度を適切に運用することにより、当該区域におけ	**２　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針** **(1)　区域区分の有無** 本区域においては、区域区分を定めない。 区域区分を定めないとした根拠は以下に示すとおりである。 区域区分の必要性について、以下の３つの視点から検証した。 **・市街地の拡大の可能性** ・・・人口・産業の見通しや大規模プロジェクトの有無から、急激かつ無秩序な市街地拡大の可能性を判断する。 **・良好な環境を有する市街地の形成** ・・・用途地域内における都市施設の整備状況と、用途地域外における今後の無秩序な開発進行の可能性から、市街地の充実の必要性を判断する。 **・緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮** ・・・用途地域外における法適用の状況から、無秩序な開発進行による自然環境悪化の可能性を判断する。	**２　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針** **(1)区域区分の決定の方針** 本区域では、区域区分を定めない。 なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。 ①　本区域の人口は、近年横這い傾向で推移しており、今後も同様に推移することが予想される。また、当面大規模な市街地開発は予定されていないことから、急激な市街地拡大の可能性は低いものと想定される。 ②　本区域には、すでにまとまった市街地が存在し、今後も当該市街地を中心とした都市整備を進めることとし、また、その他部分的な市街化動向が見られる地域や九州新幹線新玉名駅の整備に伴い都市的土地利用への転換需要が高まる区域等についても、適切な規制・誘導策を検討していくことで、良好な市街地の形成を図ることが可能であると考えられる。 ③　①により急激な市街地の拡大は想定されないこと及び②のとおり計画的な都市整備等を進めることにより、市街地周辺の農地や郊外の自然環境	**２　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針** **(1)　区域区分の決定の方針** 本区域においては、区域区分を定めない。 なお、区域区分を定めない根拠は、以下のとおりである。 ①　本区域の近年の人口は減少傾向で、将来も同様に推移することが見込まれる。産業については、製造品出荷額が増加傾向にあるものの、急激な市街地拡大の可能性は低いものと想定される。 ②　本区域には、すでにまとまった市街地が存在し、今後も当該市街地を中心とした都市整備を進めることで、良好な市街地の形成を図ることが可能であると考えられる。 ③　①により急激な市街地の拡大は想定されないこと及び②のとおり計画的な都市整備を進めることにより、市街地周辺の農地や郊外の自然環境と調和した良好な都市環境を形成することが可能である。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
る土地利用に対する効果的な規制・誘導を図り、良好な市街地の形成が可能である。 ①の通り急激な市街化は進行しないと想定され、②に示す適切な土地利用の規制・誘導を図ることで、本圏域が有する豊かな自然や農地と調和した市街地の形成が可能である。	**① 市街地の拡大の可能性について** 本区域は、新産業都市建設促進法の地域指定（昭和39 年４月）を受け、将来的に著しい都市の拡大が想定されていたが、産業構造の転換に伴う第２次産業の衰退や新産業都市建設促進法の廃止（平成 13 年４月）等により、都市の急激な拡大の可能性は極めて低くなっている。 本区域の人口は、昭和 60 年以降一貫して減少傾向で推移しており、今後も同様の傾向で推移するものと見込まれる。また、製造品出荷額は平成２年以降減少傾向で、大規模な企業誘致等の動きも見られず、大規模開発プロジェクトの予定もないことから、急激かつ無秩序な市街地拡大の可能性は低く、この傾向は今後も継続するものと予想される。 なお、周辺市町の人口や産業は横這い又は減少傾向であることから、区域区分を廃止した場合においても、周辺都市からの急激な人口流入による開発圧力の増加の可能性は低いと想定される。 **② 良好な環境を有する市街地の形成について** 本区域においては、現在の市街地の範囲において都市計画道路や公共下水道などの都市施設の整備が今後も必要であるが、①より市街地の急激な拡大は予想されないことから、区域区分による土地利用誘導をしなくとも、既成市街地を対象とした都市整備を進めることで良好な市街地の形成を図ることは可能であると考えられる。 **③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮** 本区域の用途地域外においては、農業振興地域、県立自然公園に指定されるなど、自然的環境に重点を置く土地利用規制により開発行為は抑制されており、無秩序な開発進行による自然環境悪化の可能性は低い。 以上の検討結果を総括すると、人口や産業の見通しからみて市街地の急激な拡大の可能性は低く、このため既成市街地を対象として都市施設整備等を進めることで、良好な環境を有する市街地形成が可能であり、緑地等自然環境の整備又は保全への配慮もなされており、本区域における区域区分の必要性は総合的に低いものと判断される。 したがって、本区域においては区域区分を定めな	と調和した良好な都市環境を形成することが可能である。		

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
	いものとする。 　ただし、区域区分の廃止に伴い、用途白地地域においては、区域区分の廃止に伴う大規模な開発需要は予想されないものの、農用地区域や保安林以外の区域など一部の地区では、個別開発需要の発生が考えられるため、特定用途制限地域を指定するとともに、建築形態規制制度及び開発許可制度の活用を検討するなど、適切な土地利用誘導に努めていくものとする。			

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
４．主要な都市計画の決定の方針 （１）土地利用に関する主要な都市計画の方針 ①主要用途の配置の方針 （削除） a.商業・業務地 JR 荒尾駅を中心とした荒尾市役所周辺から海陽町（南新地土地区画整理地内）を併せた一帯や大規模な商業店舗や娯楽地など多様な施設が集積する緑ヶ丘地区、国道 208 号沿道、JR 玉名駅周辺、JR 玉名駅から玉名温泉に至る区域を併せた一帯、高瀬地区、岱明支所周辺、新玉名駅周辺、一般県道寺田岱明線沿道、長洲町役場から JR 長洲駅にかけた一帯、国道 501 号沿道等を商業・業務地として位置づける。周辺の住宅地や農地、自然環境との調和に配慮しながら、商業・業務機能の多様化や集積に向けた商業・業務地の形成を図る。	３ 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るため、市街化の将来見通しと土地利用の現況を勘案して、都市内における住居、商業、工業等の用途を適切に配置する。 ａ 商業・業務地 交通利便性が高く既存商店街が展開する JR 荒尾駅を中心とした市役所周辺から四ッ山町にかけての地区、及び大規模な商業店舗や観光・レクリエーション施設など多様な施設が集積する緑ヶ丘を中心とした市街地に、商業・業務地を配置する。 JR 荒尾駅周辺や大牟田市に近接した既成市街地では、商業・業務機能を維持するとともに、その活性化を図る。 緑ヶ丘地区周辺では、複合的な交流施設を基盤に、観光・レクリエーションにも配慮した商業・サービス業の集積を進める。	３ 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 主要用途の配置は、市街化の将来見通しと土地利用の現況を勘案して、都市内における住居、商業、工業等の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るための土地利用の区分を行う。 ａ 商業・業務地 行政施設が集中する市役所周辺地区を中心に、旧来の街並みと商業施設が集積する高瀬地区や玉名駅周辺地区及び玉名駅から玉名温泉に至る区域を併せた一帯、並びに岱明総合支所周辺については、商業サービスや就業の場としての求心力を維持・改善すべき区域として、商業・業務地を配置する。	３ 主要な都市計画の決定の方針 (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 主要用途の配置の方針 機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るため、市街化の将来見通しと土地利用の現況を勘案して、都市内における住居、商業、工業等の用途を適切に配置する。 ａ 商業・業務地 沿道型商業サービスや行政機能の集積する役場周辺の既成市街地に、本区域の商業・業務地を配置する。 本区域の消費活動は、荒尾市、大牟田市等へ流出している傾向にあるが、日常生活を支援する商業・業務地としての利便性を高めるために、歩行者空間を整備する。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
b.住宅地 都市機能や交通の拠点が集積する都市拠点の周辺は、商業、医療、公共交通等の生活サービスを利用しやすい生活利便性の高い住宅地として、良好な住環境の形成を図る。また、主要幹線道路沿道等では、都市計画事業や民間活力の活用により計画的な都市基盤整備を推進し、利便性の高い住宅地としての土地利用の誘導を図るとともに、豊かな自然環境と調和を目指した緑化等を推進し、緑豊かでうるおいのある住環境を実現する。	b 住宅地 JR 荒尾駅を中心とする商業・業務地周辺に位置する既成市街地においては、市街地の活性化を図る観点から中密度住宅地を配置する。中密度住宅地では、比較的密度の高い市街地形態を維持しつつ、中層共同住宅への建替えを促進するなど、位置的な利便性を生かし、安全で機能的な市街地への更新に努める。 中部地域における居住地区については、中低層の住宅地を基調とし、地域資源を活かした住環境の整備を図る。 JR 南荒尾駅周辺や桜山団地等における居住地域については、低密度住宅地を基調とし、周辺の自然的環境と調和した良好な住環境の充実に努める。	b 住宅地 商業・業務地の周辺に位置する既成市街地は、住居系土地利用とし、なかでも、商業・業務地に隣接した地区への中密度住宅地配置により、比較的密度の高い市街地形態を維持するとともに、良好な居住環境の維持・誘導を図るため、中層共同住宅への建替えを促進するなど、位置的な利便性を生かし、安全で機能的な市街地への更新に努める。 一方、商業・業務地隣接地以外の地区については、低密度住宅地を配置し、良質な戸建て住宅地の形成を図る。	b 住宅地 商業・業務地の周辺に位置する既成市街地に、中密度住宅地を配置する。中密度住宅地では、比較的密度の高い市街地形態を維持しつつ、良好な居住環境の維持・誘導を図るため、中層共同住宅への建替えを促進するなど、位置的な利便性を生かし、安全で機能的な市街地への更新に努める。 農業ゾーンに接する市街地内の外縁部に低密度住宅地を配置し、良質な戸建て住宅地の形成を図る。	
c.工業地 臨海部の工業団地をはじめ、増永地区や、高浜地区、国道 208 号沿道等で既に工場が立地している区域を工業地として位置づける。新たな工場等の受け入れについては、工業団地をはじめとする既存の工業地への集積・誘導について検討するとともに、近接する住宅地や農地等の周辺環境との調和に配慮しながら、交通利便性等の立地需要に対応する適地を選定し、誘致を図る。	c 工業地 臨海部、増永地区、水野地区、高浜地区の工業地については、今後とも生産活動の維持増進と公害防止に努め、周辺の住宅地や自然的環境との調和を図る。	c 工業地 周辺環境と調和した工業系の操業環境を維持する地区として、国道 208 号沿線で既に工場が立地している地区において、工業地を配置する。	c 工業地 交通の便に優れ、かつ周辺環境との調和といった視点から、臨海部に工業地を配置する。 今後とも生産活動の維持増進と公害防止に努め、周辺の住宅地や自然的環境との調和を図るとともに、市街地内に点在する既存工場の臨海部への集約に努める。	
②土地利用の方針 a.土地の高度利用に関する方針 本圏域の都市拠点に位置付けられ、多様な都市機能が集積する JR 駅周辺、市役所・町役場周辺については、地域住民の交流・憩いの場の整備、及び美しく個性的なまちなみ景観整備等を進めるとともに、土地の効率的な利用を図り、官民が一体となった魅力的で高密度な市街地形成を図る。	② 土地利用の方針 ア）土地の高度利用に関する方針 本区域の中心拠点ゾーンに位置付けられる JR 荒尾駅周辺地区及び緑ヶ丘地区周辺については、計画的な都市空間形成に努め、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした業務や商業、行政、文化などの高次都市機能の集積を図るとともに土地の高度利用を進める。 なお、土地の高度利用を図る際は、良好な都市景観の形成に配慮し、適切な建築形態規制・誘導や公共空間の緑化等についても検討する。	② 土地利用の方針 ア）土地の有効利用に関する方針 本区域の中心拠点に位置付けられる市役所を中心に、国道 208 号沿線及び玉名駅周辺地区と併せた一帯については、計画的な都市空間形成に努め、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした業務・商業・行政・文化等の高次都市機能の充実を図るとともに土地の有効利用を進める。 九州新幹線新玉名駅周辺については、県北地域の玄関口にふさわしい観光案内などの情報発信機能、交流機能、居住機能等の誘導を図る。また、農地については田園景観づくりなどにも活用する。 なお、市役所などの公共施設の移転跡地を含め、土地の有効利用を図る際は、良好な都市景観の形成に配慮し、適切な建築形態規制の見直しや公共空間の緑化等についても検討する。	② 土地利用の方針	
b.用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針	イ）用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針	イ）用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針	ア）用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
用途地域の指定がない既存集落においては、良好な住環境の形成や機能的な土地利用の推進を図るため、用途地域の指定を検討する。また、周辺環境や営農環境を維持し、無秩序な市街化の拡大を抑制すべき区域については、特定用途制限地域の指定等を検討するなど、用途の純化を基本とした土地利用の推進を図る。 交通利便性が高い都市拠点等においては、地域住民のニーズ等を考慮しつつ、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図るため、商業・業務等の高次都市機能だけでなく、まちなか居住の推進等、居住機能を加えた複合的な土地利用の形成を推進する。	低未利用地が散見される臨海部の工業地については、低未利用地の有効活用の視点から、用途転換等について検討する。 良好な住環境が形成されている地区については、専用住宅地としてその維持に努める。	中心拠点においては、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図るため、商業・業務等の高次都市機能に居住機能を加えた複合的な土地利用の形成を推進する。	新たな工業系の土地需要が発生した場合については、住環境や自然的環境への影響を考慮し、工業地への集約・誘導を図る。 良好な住環境が形成されている地区については、専用住宅地としてその維持を進める。	
c. 住環境の改善又は維持に関する方針 計画的な道路、公園等の都市基盤の整備の遅れや老朽建築物の密集化がみられる市街地においては、周辺の農地等との調和に配慮しつつ、防災上の安全や生活利便性の観点から、良好な市街地環境のため、都市施設の整備や街区の整序などを進める。都市基盤の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、地区計画等の活用により良好なまちなみの形成を図る。また JR 駅周辺をはじめとした市街地内に増加しつつある空き家の利活用を推進するとともに、生活環境に悪影響を及ぼしている空き家については解体・撤去を促進し、良好で快適な住環境を確保する。		**ウ）居住環境の改善または維持に関する方針** 計画的な都市基盤が整備されないまま、無秩序な市街化が進行したり、老朽建築物の密集した市街地となっている場合は、防災などの安全性や利便性の観点から、良好な市街地環境のため、都市施設の整備や街区の整序などを進める。 都市計画道路の整備に伴い市街化が既に進行し、あるいはこれから進行が予想される地区においては、区画道路等の整備による市街地環境の改善を推進し、良好な市街地の形成する。 道路などの都市基盤が比較的整い、良好な住環境が確保された地区については現在の環境維持に努める。	**イ） 居住環境の改善または維持に関する方針** 道路などの都市基盤が比較的整い、良好な住環境が確保された地区については現在の環境維持を進める。	
d. 都市内の緑地又は都市の風致の整備及び維持に関する方針 都市内における住民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所として機能し、都市の景観形成に寄与する公園、緑地について、適正な配置に努める。また、現存する緑地の保全を図るとともに、官民一体となったオープンスペースの確保を推進し、潤いあふれる都市環境の形成を図る。	（追加）	（追加）	（追加）	
e. 優良な農地との健全な調和に関する方針 菊池川流域の平野部や小岱山の山間部等に存在する用途地域外の農地は、本圏域の重要な農業生産基盤であることから、その維持・保全に引き	**ウ）優良な農地との健全な調和に関する方針** 関川や菜切川、浦川、行末川などの各水系の水田地帯並びに小岱山山麓や川登、野原、金山の樹園地や畑地等の優良な農地は、良好な農業生産基盤であるこ	**エ）優良な農地との健全な調和に関する方針** 用途地域外の農用地は、重要な農業生産基盤であることから、引き続き保全に努める。	**ウ）優良な農地との健全な調和に関する方針** 用途地域外の農用地は、貴重な農業生産基盤であることから、保全を図る。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
続き努める。 **f.災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針** 土砂災害特別警戒区域等の災害リスクの高い区域は、災害防止を図るため、開発を抑制する。また、主要な河川に隣接する地域や沿岸部の地域等については、水害や津波被害等の防止の観点から、無秩序な市街化を抑制することを基本とし、土地利用を検討する際は、災害リスクに対して適切な防止対策を講じ、安全性を確保する。	とから、その保全に努める。 （追加）	（追加）	（追加）	
g.自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 市街地周辺の自然林、丘陵地、果樹園、農地や河川、ため池等の水辺は、動植物の生息・生育の場や水源涵養の場であるとともに、都市景観を形成する重要な自然環境であることから、積極的な保全を図る。	**エ）自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針** 浦川や池黒池、赤田池等の溜池、及び有明海の海岸線一帯については、貴重な水辺として生態系にも配慮した整備、保全を進める。	**オ）自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針** 小岱山に連なる丘陵地の緑地は、良好な自然環境であり市街地の背景となる景観を有していることから保全を図る。	**エ） 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針** 自然保全ゾーンである町北東部には自然林が点在し、果樹園が広がっているが、自然環境は年々減少傾向にある。したがって、本区域における良好な都市環境を保持する観点から、自然的環境の保全に関する規制・誘導方策を検討する。	
h.計画的な都市的土地利用の実現に関する方針 用途地域指定区域については、都市機能の集積に向けて、立地適正化計画制度等を活用しながら適切な誘導を図る。 また用途地域外に点在する既存集落については、環境の維持・保全に努めるため、地区計画制度の適用、特定用途制限地域の指定、建築形態規制制度等による地域の実情を踏まえた適切な規制を図るとともに、地域住民の生活に必要となる施設等の整備を行い、地域コミュニティの維持を図る。 **i.大規模集客施設の立地に関する方針** 広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設は、市街地の拡大を誘発するおそれがあるため、商業・業務地を除き、原則として立地を抑制する。また、商業・業務地においては特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定状況を踏まえ、適正な土地利用を図る。 なお、大規模集客施設の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う場合には、「大規模集客施設の広域調整に関する方針」に基づき、都市計画の手続きを行う。	**オ）計画的な都市的土地利用の実現に関する方針** 用途白地地域における農用地区域や保安林以外の一部の区域などでは、個別の開発需要の発生が考えられるため、特定用途制限地域を指定するとともに、開発許可制度の活用を検討するなど、適切な土地利用誘導を図る。 また、用途白地地域全域については、地域の実情に応じた建築物の形態規制を実施する。 （追加）	**カ）計画的な都市的土地利用の実現に関する方針** 用途地域外の集落等については、環境の維持・保全に努めるため、地区計画制度の適用、特定用途制限地域の指定、建築形態規制制度の活用などを検討する。 （追加）	**オ） 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針** 用途地域外の区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律や森林法等による規制の対象外の地域においては、都市的土地利用への無秩序な転換を防ぐため、必要に応じて地区計画制度や特定用途制限地域、建築形態規制の活用を検討し、環境の維持・保全を図る。 （追加）	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①交通の方針 a.基本方針 本圏域の幹線道路網は国道 208 号をはじめとする国道や県道、都市計画道路等により構成されている。また、本圏域は周辺都市を結ぶ JR 鹿児島本線及び九州新幹線、ならびに長崎県とのフェリー航路を持っており、これらは、地域住民の生活や産業活動等を支える軸となっている。広域的な都市づくりを推進していくためには地域間のさらなる交流・連携が必要であり、本圏域全体の発展に向けて重要な役割を担っている広域交通体系の構築は、重要な課題である。 このような状況を踏まえ、本圏域においては、以下の基本方針のもとで交通施設の整備・改善を図り、円滑な広域交流や産業活動、快適で利便性のある地域住民の生活等を確保する交通体系の確立に努める。 **ア）圏域内外をつなぐ幹線道路網の形成** 周辺の他都市圏や福岡県、佐賀県、長崎県等との交流・連携を促進する広域連携軸や、圏域内の拠点間や地域間を連絡する地域連携軸により構成される幹線道路網の形成を推進する。 また、連携軸を構成する道路整備とともに、地域の市街地像の実現に向けて交通拠点や駐車場等の交通施設の配置を図る。 **イ）誰もが安全で快適に移動できる環境の形成** 歩行者や自転車利用者が安全に利用できる道路空間の実現のために、歩道、自転車走行空間の整備や道路標識等の交通安全施設の充実を図る。 また、子どもや高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全で快適に移動できるよう、ゆとりある歩行空間の確保や段差、勾配の改善等、ユニバーサルデザインに配慮した交通空間の整備に努める。 **ウ）交通の円滑化** 住民の移動利便性の向上と、環境保全への対応の観点から、自動車による移動需要に対応した道路整備を推進するとともに、公共交通の利便性向上に努め、公共交通の利用促進を図る。 （削除）	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア）交通体系の整備の方針 本区域における自動車交通は、住民の日常生活に不可欠な交通手段となっている。鉄道については、本区域内に２駅を有し、都市間の移動を中心に利用されている。通学者や高齢者等の身近な移動手段として利用されている路線バスは、幹線道路を中心に運行している。自転車は、主に市街地内や集落間の身近な移動手段として利用されている。 このような交通機関相互の役割分担の状況を踏まえ、少子・高齢化の進展や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車等の利用環境向上を促進していく。 基本的には、自転車や歩行者の安全な通行に配慮した幹線道路や生活道路を適正に配置するとともに、JR 荒尾駅や緑ヶ丘地区バスセンターなど交通結節点の機能向上に努める。また、広域交流を円滑にするための道路の整備についても進めていく。 イ）整備水準の目標 本区域の用途地域における幹線道路の配置密度	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア）交通体系の整備の方針 自動車交通は、市民の日常における基礎的な交通手段であり、都市間の移動手段や都市内の身近な通勤・生活手段等として幅広く利用されている。 鉄道については、本区域内に３駅を有する JR 鹿児島本線は、都市間の移動のために利用されている。また、九州新幹線新玉名駅が整備され、新幹線利用によってこれまでより広域的な移動も可能となった。 路線バスは、幹線道路を中心に放射状に運行されており、都市内・都市間の生活交通として、通学や高齢者の身近な移動手段として利用されている。 自転車は、主に市街地内や集落間の身近な移動手段として利用されている。 このような交通機関相互の役割分担の状況を踏まえ、少子・高齢化や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車等を利用しやすい環境を整備するために、幹線道路や生活道路を適正に配置し、また、交通結節点の機能の向上を図る。併せて、合併した旧岱明町を含めた交通ネットワークの充実や国道などの広域交流の促進に資する道路についても整備を進めていく。 イ）整備水準の目標 本区域の用途地域における幹線道路の配置密度	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ① 交通施設の都市計画の決定の方針 a 基本方針 ア）交通体系の整備の方針 本区域は、長崎県とのフェリー航路を持ち、また、長崎～ 熊本～ 大分を結ぶ観光ルートの中継点である長洲港を有しており、この交流拠点を生かす交通体系を構築するため道路網の整備充実を図っていくことが重要である。 本区域における自動車交通は、住民の日常生活に不可欠な交通手段となっている。 鉄道については、本区域内に長洲駅を有し、都市間の移動を中心に利用されている。また隣接する玉名市に九州新幹線新玉名駅があることから、各路線間で高速交通と生活交通の機能分担が進む見通しにある。 路線バスは、幹線道路を中心に荒尾市、玉名市と連絡されており、都市内・都市間の生活交通として、通学や高齢者の身近な移動手段として利用されている。なお、平成 23 年 10 月より、車を自由に使えない住民の移動手段を優先的に確保するために、長洲町予約型乗合タクシーの運行を始める。 自転車は、主に市街地内や集落間の身近な移動手段として利用されている。 フェリー航路については、長洲港によって長崎県多比良港と結ばれ、年間 90 万人が利用する海上交通の拠点となっている。 このような交通機関相互の役割分担の状況を踏まえ、道路網の拡充を主とした自動車交通の利便性向上に努めつつ、少子・高齢化の進展や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車等の利用環境の向上を促進していく。 基本的には、自転車や歩行者の安全な通行に配慮した幹線道路や生活道路を適正に配置するとともに、長洲港を主とした交通結節点の機能向上に努める。また、国道 501 号等の広域的な幹線道路を効果的に連携させるために都市内の幹線道路整備も進めていく。 イ）整備水準の目標 本区域の用途地域における幹線道路の配置密度	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
	は、平成12年度末現在1.3km/k㎡であるが、おおむね20年後の平成32年には1.9km/k㎡程度となることを目標として整備を進める。	は、平成17年度末現在1.3km/k㎡であるが、おおむね20年後の平成37年には1.67km/k㎡程度となることを目標として整備を進める。	は、平成17年度末現在1.2km/k㎡であり、おおむね20年後の平成37年には1.4km/k㎡程度となることを目標として整備を進める。	
b.主要な施設の配置の方針 ア）道路 ○広域交通 広域的な交流・連携の促進や国道208号をはじめとする一般道路の混雑緩和等が期待される高規格道路である有明海沿岸道路の整備促進を図る。 また、広域連携軸として位置づけた国道208号、国道389号、国道501号は、圏域外との交流・連携の促進を支える広域幹線道路として、関係機関との連携し機能強化を図る。 熊本県新交通道路計画に構想路線として位置付けられている有明海沿岸連絡道路については、災害時のリダンダンシーの確保や新たな観光・物流ルートの創造など、広域的な役割も期待されるため、関係機関と連携し、検討を進める。 ○都市内交通 地域連携軸として位置づけた主要地方道熊本玉名線や一般県道平山荒尾線、都市計画道路赤田上沖洲線等は、広域連携軸を補完し本圏域の骨格を形成するとともに、地域内の拠点同士を連絡する幹線道路として、未整備区間の整備促進を図り、未改良区間の整備推進と歩行者・自転車走行空間の整備を推進する。 また、有明海沿岸道路の整備状況を踏まえて、有明海沿岸道路と周辺の一般道路や地域を結ぶアクセス道路の整備を計画的に推進する。	b 主要な施設の配置の方針 ア）道路整備の方針 都市間や県外との交流・連携を促進するため、幹線道路網の整備を進めるとともに、高速道路のインターチェンジや港湾等の交通結節点へのアクセスを強化する。 市街地内においては、２つの中心拠点ゾーン間及びこれらを中心とする道路網の整備を推進する。 市民の生活利便性や交通安全の向上を図るため、生活道路の充実に努めるとともに、交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備に努める。新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の整備推進により、自動車交通の円滑化を図る。 道路整備にあたっては、全ての人にやさしいユニバーサルデザインの導入に努める。 なお、既に計画されている路線のうち長期にわたり未着手であるものは、社会経済情勢の変化を踏まえて計画の見直し等を検討する。	b 主要な施設の配置の方針 ア）道路整備の方針 都市間や県外との交流・連携を促進するため、幹線道路網の整備を進めるとともに、高速道路や鉄道駅、港湾等の交通拠点への連絡性を強化する。 また、市民の生活利便性の向上が図れるよう、既成市街地における交通機能の向上と都市内の地区間連携を促進する幹線道路の整備、生活道路の充実に努める。 なお、道路整備にあたっては、交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備に努めるとともに、新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の整備推進により、自動車交通の円滑化を図る。 一方、人や自然にやさしい交通環境を整備するため、ユニバーサルデザインの導入や自然環境への配慮に努める。	b 主要な施設の配置の方針 ア）道路整備の方針 長洲港及びその周辺の市街地を起点に、荒尾市及び玉名市・熊本市方面を連絡する広域的な幹線道路については、積極的に整備を進める。 都市内道路については、東西方向の広域的な幹線道路である国道501号と交差する南北方向の路線や玉名市に連絡する路線などを強化し、効率的なネットワークの形成を推進する。 生活道路については、中心市街地における沿道アクセス機能の向上と交通安全の確保に努めるとともに、既成市街地における防災性の向上等を促進する。 また、道路整備にあたっては、交通安全施設の充実等により、安全性の高い交通空間の整備を推進する。	
イ）公共交通 ○鉄道 都市拠点内のJR荒尾駅、JR玉名駅、JR長洲駅は、各地域の交通結節点としての機能強化を図るとともに、周辺も含めてユニバーサルデザインに配慮した環境整備に努める。また、都市拠点外のJR各駅も含めてパーク・アンド・ライドを促進するための駐車場・駐輪場等を整備し、公共交通の利用促進を図る。 ○その他公共交通	イ）公共交通に関する整備の方針 JR荒尾駅や緑ヶ丘のバスセンター等の主要な交通結節点相互及び市街地部を連絡する公共交通網を強化するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した交通結節機能の向上、及び円滑な連絡性確保を目的とした道路整備についても検討していく。	イ）公共交通に関する整備の方針 玉名駅、九州新幹線新玉名駅、中心市街地、主要観光地等の都市内拠点相互を連絡する公共交通網を強化するとともに、九州新幹線新玉名駅周辺における結節機能の向上、及びその円滑な連絡性を確保する道路についても検討していく。 鉄道駅周辺の既存の駐車場を活用したパークアンドライドや、キスアンドライドを推進することにより鉄道機能の更なる有効活用を図っていく。 また、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通	イ）公共交通に関する整備の方針 本区域には、JR鹿児島本線が東西方向に走っており、長洲駅がある。 長洲駅については、周辺市街地との一体的な都市基盤整備の充実や長洲港との連絡強化について検討する。 また、交通結節点及びその周辺については、ユニバーサルデザインを導入することで、高齢者や障がい者に優しいまちづくりを目指していく。	

新

子どもや高齢者、障がい者、外国人等、誰もが移動しやすい環境の実現に向けて、市街地内の主要施設と市街地外の主要な集落を連絡するコミュニティバスや乗合タクシーの充実を図る。

また、長洲港と JR 長洲駅間の連携を強化し、利用者利便性の向上とフェリーの利用促進を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種別	地域	事業内容
都市計画道路	荒尾	1.5.1　荒尾長洲線
		3.4.12　万田下井手線
		3.7.8　中央野原線
	玉名	3.5.5　前田東線
		3.5.8　玉名駅平嶋線
		3.5.9　玉名駅下町線
	長洲	3.3.3　赤田上沖洲線
		3.4.8　長洲岱明線

②下水道及び河川

a. 基本方針

ア）下水道

本圏域の下水道は、市街地を中心に整備が進められている。今後も快適で衛生的な生活環境の実現に向けて、「くまもと生活排水処理構想」における方針に基づき、公共下水道を基本としながら、市街地の形成状況等の地域特性に応じて、農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の設置等、整備区域の見直し及び低コスト技術の採用を検討し、効率的な生活排水処理施設の整備を推進する。

また既に整備済みの下水道施設については、地震や水害等に対応するための防災対策を図るとともに、ストックマネジメントの考え方に基づく計画的な改築・更新による長寿命化を推進する。

（削除）

荒尾都市計画区域（H16.5）

c　主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種 別	名 称
道 路	3．2．1　荒尾海岸線
	3．4．4　市屋深瀬線
	3．4．12　万田本井手線
	3．4．18　中央野原線
	3．4．19　中央大谷線

②　下水道の都市計画の決定の方針

a　基本方針

ア）下水道の整備の方針

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、本区域においては、公共下水道を基本としながら、市街地の形成状況等の地域特性

に応じた農業集落排水や、合併処理浄化槽の設置等の効率的な下水道整備を推進していく。

イ）整備水準の目標

現在の公共下水道整備率（全体計画区域面積に占める供用済面積の割合）は約 61.4%であるが、おおむね２０年後には全体計画区域の完了を目標として整備を進める。

玉名都市計画区域（H24.3）

車両の導入と合わせ、駅前広場の整備など結節点の改良にも取り組んでいく。

c　主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種 別	名 称
道 路	3．5．5　前田東線
	3．5．8　玉名駅平嶋線
	3．5．11　立願寺横町線
	3．4．1　築地中線
	3．3．4　岱明玉名線
公共交通	九州新幹線新玉名駅周辺整備

②　下水道の都市計画の決定の方針

a　基本方針

ア）下水道の整備の方針

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、本区域においては、公共下水道を基本としながら、市街地の形成状況等の地域特性に応じた農業集落排水処理施設や、合併処理浄化槽の設置等の効率的な生活排水処理施設の整備を推進していく。

イ）　整備水準の目標

平成 17 年現在の公共下水道整備率（全体計画区域面積に占める供用済面積の割合）は約 65.31%であるが、おおむね 17 年後の平成 34 年には全体計画

長洲都市計画区域（H24.3）

c　主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

種 別	名 称
道 路	3．2．1　長洲玉名線
	3．3．3　赤田上沖洲線
	3．4．8　長洲岱明線道路
	3．6．13　新山海岸線

②　下水道の都市計画の決定の方針

a　基本方針

ア）下水道の整備の方針

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、本区域においては、公共下水道を基本としながら、市街地の形成状況等の地域特性に応じて合併処理浄化槽の設置など効率的な生活排水処理施設の整備を推進していく。

また、浸水地域の解消を図るため、公共下水道の雨水排除施設整備についても計画的に進める。

イ）整備水準の目標

平成 17 年現在の公共下水道整備率（全体計画区域面積に占める供用済面積）は 70.7%であるが、おおむね 17 年後の平成 34 年度には 100%になることを目標として整備を進める。

備考

<table>
<tr><th>新</th><th>荒尾都市計画区域（H16.5）</th><th>玉名都市計画区域（H24.3）</th><th>長洲都市計画区域（H24.3）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>（削除）

イ）河川
直轄河川である菊池川や県管理の主要河川について、河川整備計画に基づき、洪水・高潮などの水害に対応した治水対策を推進するとともに、水辺環境の整備を図り、河川景観の保全や地域住民の憩いの場として活用することを基本とする。
荒尾区域では有明海沿岸の高潮・内水氾濫への備えを重視し、玉名区域では菊池川流域を中心として洪水対策と環境保全を強化し、長洲区域では菊池川下流域の氾濫リスクに対応した流域治水を展開する。
さらに、流域治水プロジェクトに基づき、関係機関が一体となって流域全体での治水を推進し、ハード・ソフト両面から浸水被害の防止と軽減を図る。

（削除）

b. 主要な施設の配置方針
ア）下水道
本圏域内においては、地域の実情や周辺の状況に応じて公共下水道事業や農業集落排水事業、合併浄化槽設置事業等、必要な整備を計画的に推進</td>
<td>b 主要な施設の配置の方針
公共下水道は、生活環境と公共用水域の水質を確保することを目的としており、既成市街地を中心とする整備事業の拡大を進め、計画的整備を推進していく。公共下水道処理区域外については、農業集落排水処理施設の整備や合併処理浄化槽の設置等を進める。

c 主要な施設の整備目標
おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。
<table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>公共下水道</td><td>大島処理区</td></tr></table>
③ 河川の都市計画の決定の方針
a 基本方針
浸水等の災害に備え河川改修を促進するとともに、浦川等の河川は市民にとって貴重な自然空間であることから、生態系に配慮した多自然型川づくりを進めていく。</td>
<td>区域の完了を目標として整備を進める。

b 主要な施設の配置の方針
下水道等は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的としており、菊池川右岸の処理区だけでなく、左岸側においても効果的な整備を検討していく。

c 主要な施設の整備目標
おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。
<table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td rowspan="2">公共下水道</td><td>玉名処理区</td></tr><tr><td>岱明処理区</td></tr></table>
③ 河川の都市計画の決定の方針
a 基本方針
ア）河川の整備の方針
浸水等の災害に備え河川改修を促進するとともに、菊池川等の河川が市民にとっての貴重な自然空間であることから、生態系に配慮した多自然川づくりを進めていく。

イ）整備水準の目標
菊池川やその他の県が管理する主要な河川では、流域に応じた計画規模を目標として整備を推進する。</td>
<td>b 主要な施設の配置の方針
生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水対策を図ることを目指し、公共下水道の整備を進める。
公共下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置等を進める。

c 主要な施設の整備目標
おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。
<table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>公共下水道</td><td>長洲処理区</td></tr></table>
③ 河川の都市計画の決定の方針
a 基本方針
河川は、住民生活にうるおいを与え、社会生活や産業活動の基盤となるものであることから、河川の積極的な整備保全に努め、生態系に配慮した多自然川づくりを進める。

b 主要な施設の配置の方針
良好な都市環境形成のため、市街地周辺の河川においては、遊歩道等の整備を検討する。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>荒尾都市計画区域（H16.5）</th><th>玉名都市計画区域（H24.3）</th><th>長洲都市計画区域（H24.3）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
する。また、市街地周辺に点在する集落等においても、都市づくりの方向性、人口の規模や密度、投資効果等を基準として、地域の特性に応じた処理方法を適用していく。
イ）河川
直轄河川である菊池川や県管理の主要河川である境川、浦川、菜切川等については、河川整備計画に基づき、河川改修や堤防強化等の治水対策を推進し、都市の治水安全度を向上させる。併せて、散策路や緑地などの整備により河川景観の保全し、住民が水辺に親しめる空間の形成を推進する。
菊池川流域については『菊池川流域治水プロジェクト』に基づき、堤防・護岸の強化、河道改修、遊水地や調整池の検討などのハード対策と、農地・森林の保水機能の活用や都市排水施設との連携などのソフト対策を組み合わせ、流域全体で浸水被害の防止と軽減を図る。
また、二級水系の圏域についても、干拓地を中心とした下流部平地、丘陵地に形成される市街地など、様々な地域特性を持った圏域であることを踏まえ、「玉名圏域二級水系流域治水プロジェクト」に基づき、それぞれの地域特性に応じた浸水被害を防止する対策を実施するとともに、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を推進する。

c. 主要な施設の整備目標
おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。
<table>
<tr><th>種別</th><th>地域</th><th>事業内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">下水道</td><td>荒尾</td><td>大島処理区</td></tr>
<tr><td>玉名</td><td>玉名処理区、岱明処理区</td></tr>
<tr><td>長洲</td><td>長洲処理区</td></tr>
<tr><td>河川</td><td>玉名</td><td>菊池川、境川</td></tr>
</table>

③その他の都市施設
a. 基本方針
都市機能の向上とともに、快適な住環境や健全な自然環境の維持・形成に向けて必要な公共公益施設については、既存施設の適正な維持・管理に努めるとともに、圏域内外の周辺自治体との広域連携に基づき、必要に応じて施設の拡充や集約等
</td>
<td>（追加）</td>
<td>
b 主要な施設の整備目標
おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。
<table>
<tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr>
<tr><td>河川</td><td>境川</td></tr>
</table>

（追加）
</td>
<td>
c 主要な施設の整備目標
おおむね 10 年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。
<table>
<tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr>
<tr><td>河川</td><td>浦川</td></tr>
</table>

（追加）
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
について検討する。 b.主要な施設の配置方針 ア）ごみ処理施設 　本圏域のごみ処理関連施設は、荒尾市ごみ中継基地（荒尾市）及び有明広域行政事務組合クリーンパークファイブ（長洲町）が存在する。今後も住民や事業者との協力・連携、広域的な取組との整合を図り、安全で安定したごみ処理を推進するとともに、環境負荷低減に向けた適正な再資源化に努める。 イ）し尿処理施設 　本圏域のし尿処理は、荒尾市については松ケ浦環境センター、玉名市（岱明地区、横島地区、天水地区）・長洲町については有明広域行政事務組合第一衛生センター（玉名市）、玉名地区については玉名市水の守で行われている。今後も広域的な取組等との整合を図りながら、下水道施設への統合等も検討し、より効率的かつ効果的な収集・処理体制の確立に努める。				
（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 　都市拠点等の歩行空間の整備や街なみの再生、低未利用地の利活用促進、密集市街地における住環境整備、防災性の向上が必要な区域においては、土地区画整理事業をはじめとする計画的な面的整備手法の導入を検討し、健全な市街地環境の形成に努める。 　南新地土地区画整理事業については、道路や公園などの都市基盤の整備により宅地利用の増進を図るとともに、有明海沿岸道路と一体的な都市づくりにより、都市機能の集積を図ることで、JR荒尾駅周辺地域全体の活性化につなげる。 　また、九州新幹線新玉名駅周辺地域については、既成市街地との調整を図りつつ、都市機能の集約や都市基盤整備の推進を行うにあたり、必要に応じて面的な市街地整備手法の導入について、検討する。	(3)　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①　主要な市街地開発事業の決定の方針 　市街地中心部の都市機能を向上するため、土地の有効利用や適切な土地利用の実現を図る観点から、本区域においては、市街地の再構築を図る市街地開発等の事業導入を検討する。 　新たに市街地の形成を図る場合は、地域の活性化を図る拠点市街地の形成、環境良好な住宅市街地の供給等も必要であることから、農林業上の土地利用との調和を図ったうえで、面的な市街地整備手法の導入について検討する。	(3)　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①　主要な市街地開発事業の決定の方針 　工場や公共施設の跡地利用などにより市街地中心部の都市機能を向上するため、土地の有効利用や適切な土地利用の実現を図る観点から、本区域においては、市街地の再構築を図る市街地開発等の事業導入を検討する。	(3)　市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ①　主要な市街地開発事業の決定の方針 　市街地中心部の都市機能を向上するためには、土地の有効利用や適切な土地利用の実現を図ることが必要であり、市街地開発事業等の導入について検討する。 　土地利用の整序がなされていない地域については、地域活性化や住環境改善などの観点から、必要に応じ面的な市街地整備手法の導入について検討する。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
（４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ①基本方針 本圏域は約７割を農地や山林等の自然的土地利用が占めており、自然林が残る小岱山や市街地周辺の山林、丘陵地、菊池川等の豊かな自然環境に恵まれている。これらの自然環境は本圏域の個性であるとともに、生態系や水源涵養、防災等の観点から重要な役割を果たしており、後世に残すべき重要な自然資源であることから、土地利用等との調和を図りながら保全・保護を図る。 また、観光・レクリエーションの多様化への対応や、子どもたちが日常的に安心して遊ぶことができる空間の確保、地域における交流促進等の観点から、公園・緑地の適正配置や地域資源の有効活用による交流空間整備等を図る。 （削除） ②主要な緑地の配置方針 本圏域の豊かで良好な自然的環境を構成する主要な緑地等を、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観構成系統の４つの系統に分類し、それぞれの視点から配置の方針を示す。 a. 環境保全系統の配置方針 圏域北東部の山岳・丘陵地や主要な河川は、生物の生息・生育・繁殖の場であるとともに、都市の骨格となる重要な緑地として、保全に努める。 市街地周辺の樹林や水辺は、日常生活に潤いをもたらす空間として、良好な住環境の形成に不可欠な社会資本であることから、保全に努める。	(4)　自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 ①　基本方針 a　基本方針 自然林の残る小岱山、市街地周辺の貴重な緑地として位置づけられる四ッ山や屋形山等の豊かな自然環境を積極的に保全していく。 公園緑地は、都市のオープンスペースとして都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観形成、健康・レクリエーション、精神的充足等種々の機能を持つもので、この機能を担保するため、身近な公園から広域的なレクリエーション需要に対応した公園まで、適正な規模と配置を定め、整備推進していく。 b　緑地の確保目標水準（おおむね 20 年後） 本区域の住民一人当たりの都市施設としての公園面積は、平成 12 年度現在 6.6 ㎡/人であるが、おおむね 20 年後の平成 32 年には 14.7 ㎡/人程度となることを目標として整備を進める。 ②　主要な緑地の配置方針 （追加） ア）環境保全系統 市街地に隣接する屋形山一帯の丘陵地は、良好な都市環境を構成する重要な要素であり、自然を活かした整備、保全を行う。 また、浦川や池黒池、赤田池等の溜池及び有明海の海岸線一帯については、貴重な水辺として生態系にも配慮した整備、保全を進める。	(4)　自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 ①　基本方針 a　基本方針 公園緑地の整備状況は全国平均を上回っていることから、基本的にはユニバーサルデザインの理念に基づく改築・更新や適切な維持管理を行う。河川緑地については河川行政と連携しながら特徴ある公園・緑地の整備を推進する。また、立願寺公園等のまちなか公園を周辺観光政策との連携による有効利用を検討する。 b　緑地の確保目標水準 本区域の住民一人当たりの都市施設としての公共空地面積（公園、緑地等）は、平成 17 年度現在 10.5 ㎡/人であるが、全国平均を上回っていることから、今後とも、現在の緑地水準を維持するとともに、適切な管理に努める。 ②　主要な緑地の配置方針 （追加） ア）環境保全系統 市街地中心部の緑地帯及び憩いの場となっている菊池川等の河川空間は、生態系に十分配慮した保全に努めるとともに、憩いの場として積極的な活用を図る。 また、街路樹や緑地帯などは、健全な都市環境の形成に不可欠な社会資本であることから市民等の意見を反映した配置計画、維持・管理計画の策定に努める。	(4)　自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 ①　基本方針 a　基本方針 公園緑地は、都市のオープンスペースとして都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観形成、健康・レクリエーション等種々の機能を持つもので、この機能を担保するため、児童公園等の身近な公園から総合スポーツセンター等の広域的なレクリエーション需要に対応した公園まで、適正な維持管理を行っていく。 b　緑地の確保目標水準 住民一人当たりの都市施設としての公園及び広場の面積は平成 17 年度現在 14.8 ㎡であり、今後は既存施設の適正な維持管理、遊具や設備の点検を行っていく。 ②　主要な緑地の配置方針 （追加） ア）環境保全系統 市街地中心部の緑地帯及び憩いの場である河川空間は、生態系に十分配慮した保全に努めるとともに、遊歩道の活用を検討する。また、うるおいのある空間として、金魚と鯉の郷広場、浦川、菜切川、有明海等の緑や水辺を活かした水と緑のネットワーク化を検討する。 周辺の丘陵地では、自然的環境の保全及び自然災害の防止の観点から宅地開発を抑制する。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
b.レクリエーション系統の配置方針 地域住民の多様なレクリエーション需要に対応するため、都市全体を対象とする蛇ヶ谷公園等の基幹的な公園と、まとまった市街地や集落ごとに整備する身近な公園・緑地を適正に配置するとともに、レクリエーション機能の強化に努める。 荒尾運動公園、桃田運動公園、総合スポーツセンター等は、スポーツ・レクリエーション機能の強化に努める。 また、子どもの居場所、遊び場となるよう、防犯性や安全性に配慮した身近な公園の整備を促進する。	イ）レクリエーション系統 多様なレクリエーション需要に的確に対応するため、都市全体を対象範囲とする基幹的な公園とまとまった市街地や集落毎に整備する身近な公園の適正配置に努める	イ）レクリエーション系統 多様なレクリエーション需要に的確に対応するため、都市全体を対象範囲とする蛇ヶ谷公園などの基幹的な公園と集落ごとに整備する身近な公園の適正配置に努める。	イ）レクリエーション系統 多様なレクリエーション需要に的確に対応するため、総合スポーツセンター等の基幹的な公園と児童公園等の身近な公園の適正な維持管理を行う。	
c.防災系統の配置方針 災害時において、市街地内の既存公園や緑地は、避難場所としての役割のほか、オープンスペースとして延焼の拡大を抑制する効果もあり、防災上の観点から、適正配置と積極的な保全に努める。	ウ）防災系統 市街地内の緑地や道路は、災害時においては避難地・避難路としての役割を担い、またオープンスペースとして延焼の拡大を抑制する効果もあり、防災機能の観点から、積極的保全または適正配置に努めるものとする。 また、自然災害防止のために、市街地が接する斜面樹林地や小岱山の樹林地等を保全する。	ウ）防災系統 市街地内の緑地や道路は、災害時においては避難地・避難路としての役割を担い、またオープンスペースとして延焼の拡大を抑制する効果もあることから、防災機能の観点から、積極的保全または適正配置に努める。	ウ）防災系統 市街地内緑地は、防災機能の観点から積極的に保全する。	
d.景観構成系統の配置方針 本圏域北東部に広がる山林やレクリエーション拠点である各公園等は、市街地の背景として重要な景観構成要素であり、豊かな自然環境に囲まれた本圏域を特徴づける貴重な緑地であることから、その保全に努める。 国道・県道等の幹線道路沿道の植樹帯や菊池川等の主要な河川は、都市に潤いをもたらす景観構成要素として、沿道の植栽の維持・管理、修景・緑化を図る。 市街地内の公園や社寺境内地にある樹木等は、周辺地区のランドマークであるとともに、憩いの空間を創出するための良好な景観要素であり、保全に努める。	エ）景観構成系統 屋形山の緑地は市街地の背景となるものであり、本区域を代表する景観としての保全を検討する。	エ）景観構成系統 レクリエーション拠点ゾーンである蛇ヶ谷公園や桃田運動公園については、憩いの場を形成する緑地として位置付け、その保全に努める。 観光拠点ゾーンである玉名温泉地区は、周辺の公共空間も含め区域を代表する郷土的景観として整備を検討する。	エ）景観構成系統 観光レクリエーション拠点の中心施設である各公園、広場等については、区域を代表する緑地として位置づけ、周辺の公共空間も含めて、適正な維持管理を行う。	
③実現のための具体の都市計画制度の方針 緑地の有する環境保全、レクリエーション、景観形成、防災等の機能を踏まえ、圏域全体での全体量や配置のバランスを考慮しながら、住区基幹公園、都市基幹公園をはじめとする都市公園の配置について検討し、整備を図る。整備にあたって	③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針 自然環境の保全、自然景観の形成、あるいは史跡の保護等の観点から、都市公園としての配置や活用を検討するほか、風致地区、緑地保全地区などの土地利用制度による保全についても検討する。	③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針 自然環境の保全、自然景観の形成、あるいは史跡の保護等の観点から重要と判断される緑地については、都市公園の指定を検討するほか、風致地区、緑地保全地区等の土地利用制度による保全についても必要に応じて検討する。	③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針 自然環境の保全、自然景観の形成、あるいは史跡の保護等の観点から重要と判断される緑地については、都市公園としての活用を図るとともに、風致地区、緑地保全地区などの法規制による保全策の適用について検討する。	

<table>
<tr><th>新</th><th>荒尾都市計画区域（H16.5）</th><th>玉名都市計画区域（H24.3）</th><th>長洲都市計画区域（H24.3）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>は、必要に応じて、各種法令や制度、民間活力等の活用について検討する。

（削除）

５．都市計画制度の運用方針
（１）マネジメントサイクルによる都市計画の進行管理
本計画に基づく都市づくりの進捗を点検・評価し、その結果を将来に反映させるため、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Act(改善・処置)のマネジメントサイクルによる進行管理を行い、効果的で持続可能な都市づくりを目指す。
都市計画区域マスタープランは、都市計画の進行管理や成果の把握を適切に行うため、評価の基本的な考え方を示すものとする。また、評価の枠組みや連携の方針を明確にすることで、計画全体の整合性と実効性を高める。具体的な成果指標は、関連する個別の都市計画や下位計画において、地域の特性や施策の内容に応じて適切に設定する。
なお、本計画では広域圏による都市づくりの観点から、本圏域内における市街地居住率を成果指標として設定する。
<table><tr><th>成果指標</th><th>現状</th><th>概要</th></tr><tr><td>市街地
居住率※（%）</td><td>61.4%
（令和２年時点）</td><td>エコ・コンパクトシティを目指し、用途地域の居住割合を向上させる</td></tr></table>※市街地居住率：本圏域の都市計画区域内人口に対する用途地域内人口の割合</td>
<td>④ 主要な緑地の確保目標
おおむね10年以内に整備又は事業着手を予定する主要な施設は以下のとおりとする。
<table><tr><th>種 別</th><th>名 称</th></tr><tr><td>公 園</td><td>屋形山総合公園</td></tr></table>（追加）</td>
<td>④ 都市公園の整備方針
本市における都市公園内の施設老朽化への対策として、誰もが安全で安心して利用できる公園にするため、ユニバーサルデザインの理念に基づき施設の改築・更新を推進するとともに、適切な維持管理を行う。
（追加）</td>
<td>（追加）</td>
<td></td>
</tr>
</table>

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
成果指標のみならず、都市の将来像や基本方針の方向性、関連施策の進捗、計画全体の整合性についてもおおむね５年間隔で定期的に点検・評価を行い、進捗状況を把握する。また、必要に応じて計画の見直しや改善を行うことで、マネジメントサイクルに基づく都市計画の推進を図る。 これらの成果や分析結果については、県が運営管理する「くまもとデータ連携基盤」（データプラットフォーム）を通じて公開するものとする。さらに、交通や環境などの他分野の関連データもオープンデータ化し、多様な主体の協働による都市づくりを支援する。 **（２）住民参加によるまちづくりの推進** 行政、住民、NPO、企業など多様な主体が、それぞれの役割と信頼関係を基盤として、共創のまちづくりを推進する。そのため、都市計画情報のオープンデータ化などデジタル化を進め、対話の場や継続的な情報発信を通じて住民が参加しやすい環境を整備する。 地域住民やまちづくりNPO、土地所有者等による都市計画の提案に対しては、必要な情報提供や都市計画決定に関する手続き支援を行う。また、住民や団体、事業者からの意見を聴取し、ワークショップやイベントを通じてまちづくりの進め方を議論することで、各市町と地域住民との連携を促進する。 さらに、子供や若者を含む地域住民が課題を発見し、行政や地域団体に伝えることで改善につなげる仕組みを整え、机上の計画にとどまらない実効性あるまちづくりを実現する。				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
【荒尾・玉名・長洲広域圏　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針　参考附図】 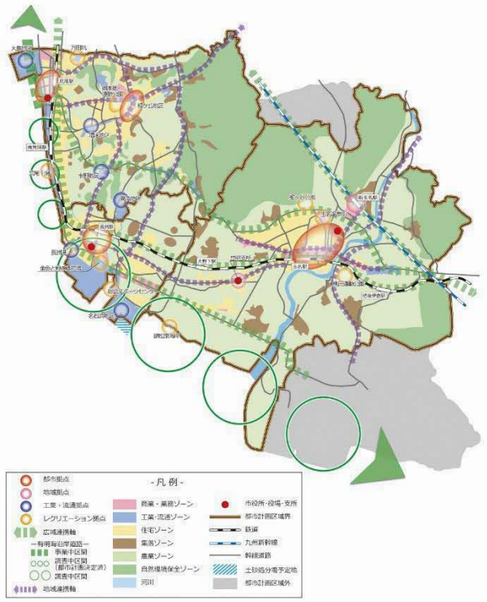	市街地像図 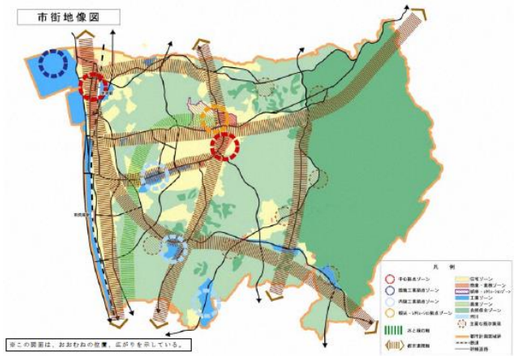 土地利用構想図 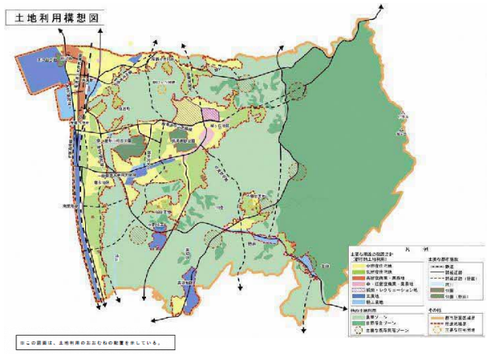	市街地像図 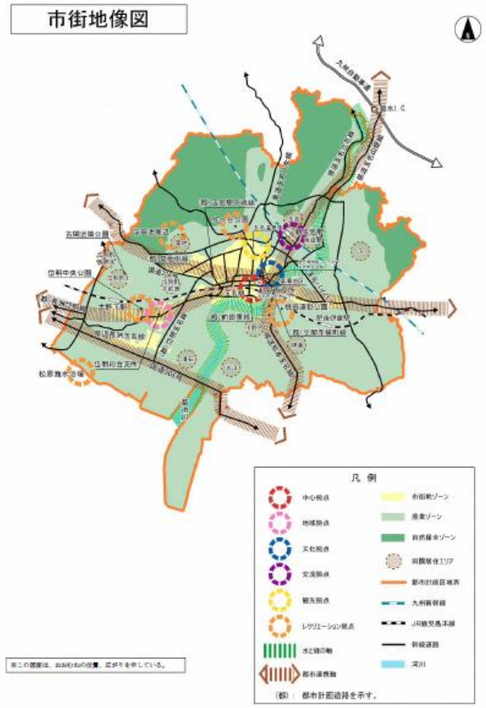 土地利用方針図 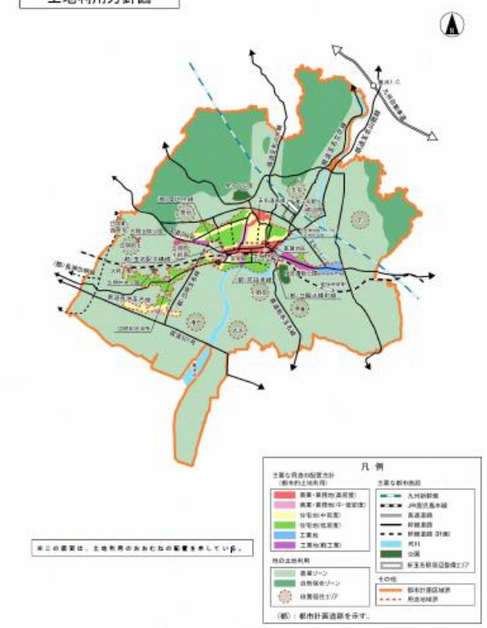	市街地像図 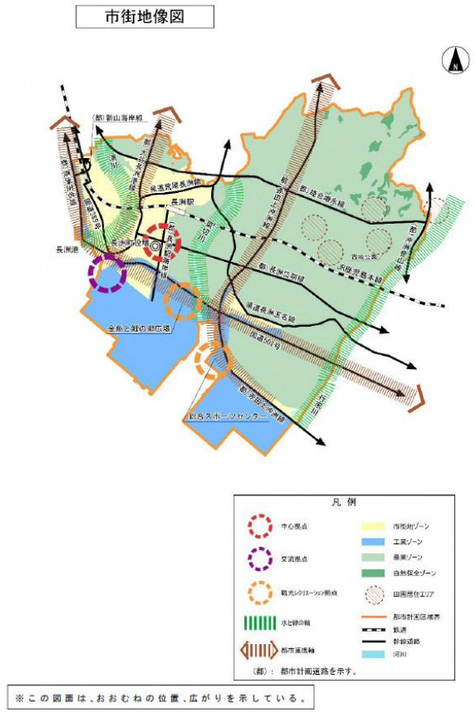 土地利用方針図 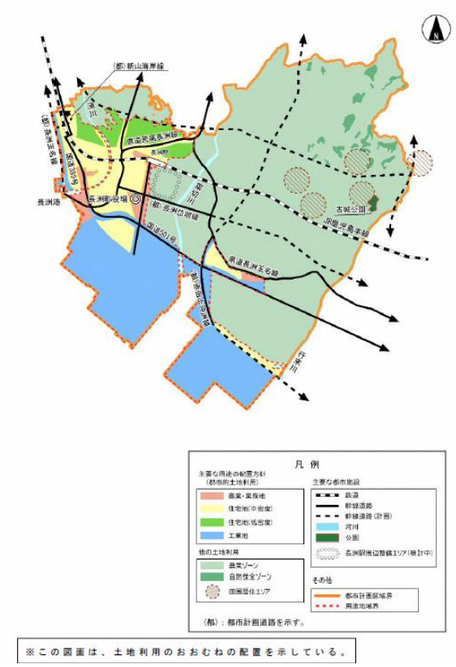	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
参考：用語解説集 【N】 ＮＰＯ　＜えぬぴーおー＞ Non-Profit Organization 民間非営利組織の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的としない社会的な公益活動を自主的・自発的に行う組織・団体のことをいう。 【ア行】 アクセス　＜あくせす＞ 接近、近づきやすさなどのことをいう。ある目的地への到達のし易さを示すのに、アクセスが良いなどという。情報などの利用のし易さを言うこともある。 ウォーカブル　＜うぉーかぶる＞ ウォーカブルとは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味で使われる。国土交通省では、「居心地が良く、歩きたくなるまち」として、道路空間を車中心から「人中心」の空間に転換し、多様な人々の交流の場を形成することで、都市の魅力を向上させる取り組みを推進している。 エコ・コンパクトな都市づくり　＜えこ・こんぱくとなとしづくり＞ エコロジー（生態学、環境問題）とエコノミー（都市経営、行政経営、行政コスト）に着目した「エコ」に「コンパクト」を加えた理念である。 【カ】 カーボンニュートラル（「脱炭素化」）　＜かーぼんにゅーとらる＞ 二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすることをいう。実現のためには、温室効果ガスの排出量の削減と吸収量の増加が必要である。 開発（行為）　＜かいはつ（こうい）＞ 開発（行為）とは、主として建築物を建築するた		用語の解説 [1] 用途地域：住宅地に望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すため、都市計画法に基づいて定められているもの。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の３つがあり、そのなかでさらに細かく分けられ、全部で12種類ある。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限がくわしく規定される。住宅が建てられないのは「工業専用地域」のみ。 [2] 低炭素型の都市：地球温暖化の原因となるＣＯ^{2}などの排出を最小化するために。市街地の拡散を抑制し、公共交通活用などの交通対策と組み合わせたコンパクトな構造とした都市。建物の更新を面的に推進し併せてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用を図ったり、あるいは吸収源となる緑地の保全と緑化を推進することなどの対策を総合的に推進する都市。 [3] 集約型都市構造：都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺等を都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保するものである。 [4] 区域区分：都市計画の基本的な制度として、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分するいわゆる「線引き制度」がある。都市での人口や産業の集中が激しくなると、市街地周辺部などでは、本来市街化することが不適切な土地までもが乱開発などによって無秩序に市街化され、居住環境の悪化を招くだけでなく都市農業にも悪影響を与えることとなる。このような事態を防ぎ都市機能の効率化をはかるとともに、都市農業との調和のとれた生活環境を築くため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。 区域区分（線引き）を行うか否かについては、県が作成する「都市計画区域マスタープラン」の中で	用語の解説 [1] 用途地域：住宅地に望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すため、都市計画法に基づいて定められているもの。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の３つがあり、そのなかでさらに細かく分けられ、全部で12種類ある。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その規模の制限がくわしく規定される。住宅が建てられないのは「工業専用地域」のみ。 [2] 低炭素型の都市：地球温暖化の原因となるＣＯ^{2}などの排出を最小化するために。市街地の拡散を抑制し、公共交通活用などの交通対策と組み合わせたコンパクトな構造とした都市。建物の更新を面的に推進し併せてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用を図ったり、あるいは吸収源となる緑地の保全と緑化を推進することなどの対策を総合的に推進する都市。 [3] 集約型都市構造：都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺等を都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保するものである。 [4] 区域区分：都市計画の基本的な制度として、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分するいわゆる「線引き制度」がある。都市での人口や産業の集中が激しくなると、市街地周辺部などでは、本来市街化することが不適切な土地までもが乱開発などによって無秩序に市街化され、居住環境の悪化を招くだけでなく都市農業にも悪影響を与えることとなる。このような事態を防ぎ都市機能の効率化をはかるとともに、都市農業との調和のとれた生活環境を築くため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分すること。 区域区分（線引き）を行うか否かについては、県が作成する「都市計画区域マスタープラン」の中で	

<table>
<tr><th>新</th><th>荒尾都市計画区域（H16.5）</th><th>玉名都市計画区域（H24.3）</th><th>長洲都市計画区域（H24.3）</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>めに、土地の区画形質の変更を行うことをいう。例えば敷地に盛土などの造成を行うこと、造成済みの土地を分割して道路を造ることなども含まれる。

環境負荷　＜かんきょうふか＞
人が環境に与える負担のことをいう。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

幹線道路　＜かんせんどうろ＞
道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路のことをいう。

共創　＜きょうそう＞
本計画における共創とは、行政が利害関係者である地域や住民、事業者等と協力しながら取組を行い、新たな価値を創造するという取り組みや概念のことをいう。

区域区分　＜くいきくぶん＞
都市計画法において、無秩序な市街化を防止し、道路・公園・下水道などの基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることをいう。（同法第 7 条第 12 項）いわゆる「線引き」と呼ばれる。

グリーンインフラ　＜ぐりーんいんふら＞
グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことをいう。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組としても注目されている。

公共下水道　＜こうきょうげすいどう＞</td>
<td></td>
<td>その方針を明確にした後に、県の都市計画審議会に附議し、県が都市計画決定を行う。

● 区域区分制度適用基準
<table><tr><th>市街化区域</th><th>市街化調整区域</th></tr><tr><td>①すでに市街地を形成している区域
面積が 50ha 以下のおおむね整形の土地の区域ごとに区分して
・その区域の人口密度が 40 人/ha 以上であるものが連担していてその人口が3,000以上であること（統計上の人口集中地区に該当する区域）
・上記の区域に接続している区域で、建築物の敷地が区域面積の1/3以上であるもの（将来の市街化が確実であると思われるもの）
②おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（原則として、市街化調整区域とすべき土地の区域を含まないこと）</td><td>①優良な集団農地、その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
②市街化の動向からみて市街化が不適当な区域
③自然風景の維持等を図るべき区域
④災害の発生の恐れがある区域</td></tr></table>
● 区域区分制度が義務づけされている都市計画区域
依然開発圧力が高く、計画的に市街化を進める必要性が法律上規定されている
① 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等
② 政令指定都市を含む都市計画区域
については、線引きが義務づけられている。</td>
<td>その方針を明確にした後に、県の都市計画審議会に附議し、県が都市計画決定を行う。

● 区域区分制度適用基準
<table><tr><th>市街化区域</th><th>市街化調整区域</th></tr><tr><td>① すでに市街地を形成している区域
面積が 50ha 以下のおおむね整形の土地の区域ごとに区分して
・その区域の人口密度が 40 人/ha 以上であるものが連担していてその人口が 3,000 以上であること（統計上の人口集中地区に該当する区域）
・上記の区域に接続している区域で、建築物の敷地が区域面積の 1/3 以上であるもの（将来の市街化が確実であると思われるもの）
② おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（原則として、市街化調整区域とすべき土地の区域を含まないこと）</td><td>① 優良な集団農地、その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
② 市街化の動向からみて市街化が不適当な区域
③ 自然風景の維持等を図るべき区域
④ 災害の発生の恐れがある区域</td></tr></table>
● 区域区分制度が義務づけされている都市計画区域
依然開発圧力が高く、計画的に市街化を進める必要性が法律上規定されている
① 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等
② 政令指定都市を含む都市計画区域
については、線引きが義務づけられている。
注）上記の基準等は平成 12 年 5 月に成立した改正都市計画法に基づくものだが、法改正以前においては、区域区分制度が義務づけられている区域として新産業都市促進法（昭和 37 年）、工業整備特別地域促進法（昭和 39 年）によって指定された地域も含まれていた。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。 公共公益施設　＜こうきょうこうえきしせつとう＞ 公共の福祉や社会的利益の向上を目的として整備される施設の総称のことをいう。国や地方自治体、または公的機関が設置・管理し、市民が広く利用できる施設を指す。代表的なものには、学校、図書館、病院、消防署、公園、上下水道施設などがある。また、民間事業者が公益性を持つ施設として運営する場合もあり、社会全体の生活環境の向上や安全・福祉の確保に寄与する。 高次都市機能　＜こうじとしきのう＞ 高次都市機能とは、単なる日常生活圏を超えた広域地域に対し、高度なサービス提供や中枢的な管理を行い、人・モノ・情報の密な集積を基盤として、新たな文化や価値を創造する機能のことをいう。具体的には、大企業の支社や広域を対象とした商業施設、高度な医療機関、大学や研究機関、国際会議場などが該当する。 交通結節点　＜こうつうけっせつてん＞ 鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えが行われる、交通が集中する場所のことをいう。 交流人口　＜こうりゅうじんこう＞ 観光客や二地域居住者といった交流人口のことをいう。交流人口を拡大することで地域の活力を取り戻そうとする動きが広がっている。 高齢化率　＜こうれいかりつ＞ 65 歳以上人口を「高齢者人口」として、総人口に占める割合のことをいう。 高齢社会　＜こうれいしゃかい＞ 高齢化率 7%を超えた社会のことをいう。		注）上記の基準等は平成 12 年 5 月に成立した改正都市計画法に基づくものだが、法改正以前においては、区域区分制度が義務づけられている区域として新産業都市促進法（昭和 37 年）、工業整備特別地域促進法（昭和 39 年）によって指定された地域も含まれていた。 荒尾市を含む「不知火・有明・大牟田地域」は新産業都市の地域指定を受けていたために区域区分制度が義務づけられていたことになる。なお、この二法は現時点では廃止されている。 [5] 建築形態規制：敷地面積に対する建築物のボリュームや高さを制限し、調和のとれた市街地環境の形成を図るもので、建ぺい率制限、容積率制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制の５つがある。 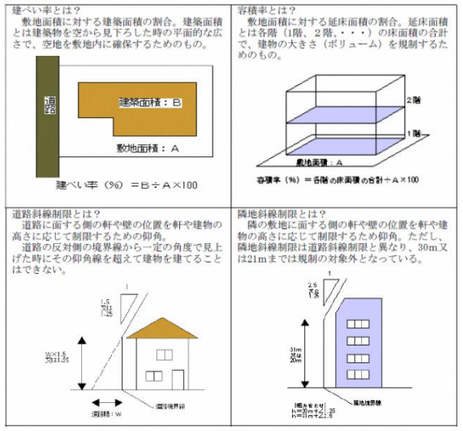 [6] 高次都市機能：周辺市町村を含めた広域圏を対象とした教育、文化、医療、行政、産業情報等の諸機能。 [7] 地区計画：定区域における公共施設や配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する計画（制度）。その内容は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、住民などの意見を反映して、町並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。具体的には建物の用途、	荒尾市を含む「不知火・有明・大牟田地域」は新産業都市の地域指定を受けていたために区域区分制度が義務づけられていたことになる。なお、この二法は現時点では廃止されている。 [5] 地区計画：定区域における公共施設や配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する計画（制度）。その内容は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、住民などの意見を反映して、町並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりを進める [6] 特定用途制限地域：特定用途制限地域というのは、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要が定められる地域のこと。 [7] 建築形態規制：敷地面積に対する建築物のボリュームや高さを制限し、調和のとれた市街地環境の形成を図るもので、建ぺい率制限、容積率制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制の５つがある。 [8] 多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。 [9] 風致地区：都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区である。風致地区内では、都市の風致を維持するために、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。 [10] 緑地保全地区：都市緑地保全法（昭和４８年９月１	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
（行政）コスト　＜こすと＞ 公共施設（道路・下水道などのインフラ）に係わる維持管理費、更新費、新規整備などの費用や、ゴミ処理、学校・保育所、警察・消防の行政サービスに係る費用など、都市を運営していくために必要となるコストをいう。 【サ行】 市街地開発事業　＜しがいちかいはつじぎょう＞ 都市計画で定められた土地利用計画を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成するため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備に合わせて良好な環境を確保するために、計画的な広がりをもった区域で総合的、一体的に行われる事業のことをいう。土地区画整理事業、市街地再開発事業などの種類がある。 商業機能　＜しょうぎょうきのう＞ 商品やサービスの流通、販売、マーケティング、物流、金銭の流れなど、商業活動に関連する様々な機能のことをいう。 商業・業務地　＜しょうぎょうぎょうむち＞ 商業施設や業務施設が集積し、経済活動の中心となるエリアのことをいう。小売業、飲食業、サービス業などの商業機能と、企業のオフィス、金融機関、行政機関などの業務機能が共存し、都市の発展を支える重要な拠点となる。 水源涵養　＜すいげんかんよう＞ 降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・増進する自然の働きのことをいう。 生態系　＜せいたいけい＞ 食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のことをいう。まとまりのとらえ方によって、1つの水槽の中や、1つのため池の中の		高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりを進める。 [8] 特定用途制限地域：特定用途制限地域というのは、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要が定められる地域のこと。 [9] 新交通管理システム（ＵＴＭＳ）：道路に設置された各種センシングシステムを介して、個々の通行車両と交通管制センターが双方向通信をし、ドライバーにリアルタイムで交通情報を提供するとともに、安全運転の支援や緊急時の支援、旅客輸送と物流の効率化等、道路交通を積極的に管理するシステム。 [10] パークアンドライド：自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停に行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム。 [11] キスアンドライド：自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで自動車で家族（語源的には主に配偶者）に送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。送ってもらった配偶者にキスをしてから、公共交通機関に乗り換える（ライド）ことからこの言葉が生まれた。 [12] 多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。	日法律第７２号）第３条の規定に基づく緑地保全地区は、地域住民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与し、良好な都市環境の形成に資する緑地保全を目的とした、都市計画法第８条による地域地区の一つである。緑地保全地区内では、緑地を保全するため、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為は、通常の管理行為以外は制約を受けることになるが、その代償として、県等による土地の買い入れの制度が設けられている。	

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
生物社会を一つの生態系と呼ぶこともできるし、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。人間活動による急激な環境改変や意図的・非意図的な外来種の導入などが原因となり、多くの地域で生態系の急速な変化・破綻を引き起こしている。 【タ行】 大規模集客施設　＜だいきぼしゅうきゃくしせつ＞ 大規模な集客施設は、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が１万㎡を超えるもののことをいう。大規模な集客施設の立地について、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域を除き、立地が制限されている。また、制限された地域に立地しようとする場合には、可能な用途地域への変更等の都市計画の手続を要することとしている。 地区計画　＜ちくけいかく＞ 既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度のことをいう。 中心市街地　＜ちゅうしんしがいち＞ 都市の中心部にあって、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいう。 低未利用地　＜ていみりようち＞ 市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいう。 都市環境　＜としかんきょう＞ 都市環境計画における都市環境とは、利便性、快適性等の住みやすさを作り上げていく創出的環境及び大気、水、緑等といった自然的環境という二つの環境の概念から成るものである。				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
都市機能　＜としきのう＞ 都市がその活動を維持し、人々が生活を営む上で必要となる様々な働きやサービス全般を指す。具体的には、居住、商業、業務、工業、交通、教育、医療、行政、文化・レクリエーションなど、都市におけるあらゆる活動を支える機能が含まれる。 都市機能施設　＜としきのうしせつ＞ 都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設のことをいう。都市再生整備計画による高次施設や立地適正化計画による誘導施設、市民のコミュニティ形成や交流、生涯学習、居場所、文化芸術、健康医療福祉、子育て、行政サービス等の拠点となる施設である。 都市基盤施設、都市施設、都市基盤　＜としきばんしせつ、とししせつ、ときばん＞ 道路や上下水道、公園、河川等の都市活動を支える基盤となる施設のことをいう。 都市計画区域　＜としけいかくくいき＞ 都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のことをいう。都市計画区域は県が指定する。 都市計画区域マスタープラン　＜としけいかくくいきますたーぷらん＞ 都道府県が、都市計画法第６条の２に基づき、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、広域的な視点からまちづくりを進めていくための方向性を示したものを「都市計画区域マスタープラン」という。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市計画の決定の方針を定めることになっている。 土地区画整理事業　＜とちくかくせいりじぎょう＞ 市街地開発事業の１つで、都市基盤が未整備な市街地を健全な市街地にするため、土地の交換分合				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
整頓（換地）により、道路や公園などの公共施設の整備とともに宅地の区画形状を整える事業のことをいう。 【ナ行】 内水氾濫　＜ないすいはんらん＞ 堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫のことをいう。 ネットワーク　＜ねっとわーく＞ 効果的、有機的に機能するようにつながれた網の目状の体系のことをいう。歩行者や道路、通信、企業、コンピューターなどのつながり等を表現する。 【ハ行】 風致地区　＜ふうちちく＞ 都市計画で定める地域地区のひとつで、都市計画区域内にあって都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境）を維持するために指定される区域のことをいう。 【マ行】 マイ・タイムライン　＜まい・たいむらいん＞ 災害時や、災害の発生リスクが高まっているときに、自分や家族が「いつ」「何をするのか」などの防災行動を時系列に整理してまとめたものをいう。 マネジメントサイクル(PDCA)　＜まねじめんとさいくる（ぴーでぃーしーえー）＞ 企業・組織が目的達成に向けて、業務を効率的に進めるためのシステムのことをいう。 ・Plan（計画）:具体的な計画を策定する ・Do（実行）:計画を実行する ・Check（評価）:実行した結果を評価する ・Action(改善):評価を基にした次回策に向けた改善を行う				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
【ヤ行】 優良な農地　＜ゆうりょうなのうち＞ 一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。 ユニバーサルデザイン　＜ゆにばーさるでざいん＞ まちづくりやものづくりなどを進めるにあたり、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインをしていこうとする考え方のことをいう。 【ラ行】 流域治水　＜りゅういきちすい＞ 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことをいう。 流通業務機能　＜りゅうつうぎょうむきのう＞ 生産者から消費者へと商品やサービスを届ける過程において、効率的な流れを確保するための業務機能のことをいう。具体的には、①物流機能、②商流機能、③情報管理機能、④決済・契約機能の４つの要素がある。 ①物流機能：輸送・保管・荷役・流通加工を通じて、商品の供給を最適化する。 ②商流機能：卸売・小売業者が介在し、商品の仕入れや販売を行う。 ③情報管理機能：在庫管理、需要予測、マーケティング情報の活用により、適正な供給調整を行う。 ④決済・契約機能：企業間の取引契約、代金回収、電子決済システムの導入などを通じ、流通の円滑化を図る。 近年では、デジタル技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）が進み、EC（電子商取引）の拡大、サプライチェーンの高度化、キャッシュレス決済の普及など、流通業務機能の効率				

新	荒尾都市計画区域（H16.5）	玉名都市計画区域（H24.3）	長洲都市計画区域（H24.3）	備考
化と多様化が進んでいる。				